
平成30年大和町議会9月定例会議会議録

平成30年9月4日（火曜日）

応招議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	教育総務課長	小 川 晃 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	生涯学習課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 秀 一 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
保健福祉課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
次 長	野 田 美 沙 子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

開会前

議長（馬場久雄君）

開会前に、皆さんにご連絡をいたします。

本日、報道関係者から傍聴したいとの申し出があり、大和町議会先例集139、大和町議会傍聴規則第7条に基づき許可することといたしましたので、よろしくお願いたします。

本日の会議に先立ち、去る8月19日に逝去されました堀籠英雄君のご冥福をお祈り申し上げ、黙禱をささげたいと思いますので、皆様ご起立願います。黙禱。

〔黙禱〕

お直りください。ご着席願います。

ここで、故堀籠英雄君に対し、追悼の言葉がささげられます。平渡高志君。

1 2 番（平渡高志君）

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、亡き同志、大和町議会議員故堀籠英雄さんのご逝去を悼み、ここに議会を代表し謹んで追悼の言葉を申し上げます。

あなたは昨年2月、突然病床に伏されました。それでも私たちは、ご家族の手厚い看護に支えられ、間もなく快方に向かい、全快するものばかりと思っておりました。事実、今年6月の定例会議に出席された折にはいつもと変わらない元気な様子で、議員一同安堵しておりました。しかし、無理をしておられたのか、再度病床に伏せられることになりました。7月初めに自宅にお見舞いに伺った際には笑顔も見られ、元気そうだったのに、大変残念でなりません。

振り返れば、あなたは平成16年4月に理想も高く勇躍されて、町議会の一角にはせ参じ、地域の期待を背負って活躍され、円熟味も増し、これからというときに天に召された無念さは、察するに余りあります。あなたの穏やかで優しさに満ちた人柄は、常任委員会、広報委員会、会派の視察研修の折など、多くの方から親近感を持たれ愛される存在でした。あなたの優しい笑顔は忘れることができません。また、当選以来4期14年にわたり大和町議会に在籍し、産業建設常任委員会、議会広報調査特別委員会、黒川地域行政事務組合議会議員を務め、さらに平成24年4月から4年間、産業建設常任委員会委員長、平成28年4月から現在まで議会運営委員長、議会活性化特別委員長という重責を担い、執行部とともに町民福祉の充実、財政の健全化、農業の振興、道路並びに各種施設の整備など多方面に尽力をされました。その中でも、議会活性化

特別委員会委員長として手がけた通年議会は、今年1月から施行され、大きな成果を上げています。また、ICTを導入し、タブレット端末機によるペーパーレス化、議会運営業務の効率化も、ワーキングチームの皆様の働きで来年から実用化に向け大きく前進をしております。

このように、大きな改革をなし遂げた優秀な先輩を失ったことは、まことに痛恨のきわみであります。我々議員一同、あなたの遺志を受け継ぎ、町民のために大和町のさらなる発展と地方自治振興に全力を尽くすこととお誓い申し上げます。いつまでも私たちの心に残りますように堀籠英雄議員のありし日の面影をしのぶとともに、ご功績をたたえ、心からご冥福をお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。

平成30年9月4日。同志、平渡高志。

ありがとうございました。

議長（馬場久雄君）

これで、堀籠英雄君に対する追悼の言葉を終わります。

皆様、ご協力大変ありがとうございました。

午前10時02分 開 会

議長（馬場久雄君）

ただいまから平成30年大和町議会9月定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（馬場久雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、16番大須賀 啓君及び17番中川久男君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第2、議会期間の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から9月14日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議会期間は本日から9月14日までの11日間に決定しました。

「諸般の報告」

議 長 （馬場久雄君）

諸般の報告を行います。

議員堀籠英雄君の逝去に伴い、産業建設常任委員会副委員長は、先日の委員会での互選の結果、今野善行君が選任されましたので報告します。

その他の報告事項は、議員のお手元に配付のとおりです。ご了承ください。

「行政報告」

議 長 （馬場久雄君）

町長より行政報告があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

大和町議会9月定例会議に当たりまして行政報告を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成30年大和町議会9月定例会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、ただいま平渡高志議員から追悼演説がございましたが、改めまして故堀籠英雄議員に心から哀悼の誠をささげたいと思います。堀籠英雄議員には引き続き大和町の発展のためご尽力を賜るよう願っておりましたので、ご逝去が残念でなりません。堀籠英雄議員の4期14年余りの議員活動に敬意を表しますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、今夏は7月14日に東北地方南部の梅雨明け発表の後、連日にわたり猛暑が続
き、仙台では観測史上最高の気温を観測するなど、全国的にも過去に例のないほどの
猛暑となりました。気象庁が記者会見で「命の危険がある暑さ。一つの災害と認識」
として、熱中症など健康管理に対する注意を喚起されたところでございます。このよ
うな中、政府では児童・生徒の安全、健康を守るためには、猛暑対策は喫緊の課題だ
とし、学校へのエアコン設置の必要性があるとの認識を示したことが報道されました。

本町におきましても、小中学校全校の教室にエアコンを設置するための設計費を補
正予算に計上いたしているところでございますので、ご審議を賜りますようお願い申
し上げます。

水稻につきましては、穂揃期が平年より2日早い8月9日となっておりますが、
8月31日に東北農政局から本年度水稻の8月15日現在の作柄概況につきまして、宮城
県の全域でやや良、作況指数が102から105との発表がありました。梅雨が明けてから
降雨量が少なく、一時は水不足の懸念もありましたが、8月に入ってから台風の影響
もあり、曇天、降雨の日が多くなっており、刈り取りまでに倒伏や落水後の土壌乾燥
状態が心配されるところであります。今月中旬過ぎと見込まれる刈り取り始期までに
天候が回復して、順調な収穫の秋が迎えられるよう願っているところでございます。

次に、企業の動向に関してでございますが、プライムアースEVエネルギー株式会社
様は、大和流通・工業団地に立地している宮城工場に建設中の第4工場及び9月に着
工予定の第5工場に引き続いて、平成33年の稼働開始を目指してリチウムイオン電池
生産用の新工場建屋2棟、仮称第6工場及び第7工場を建設することを、7月18日に
発表されました。今後、ハイブリッド車を含めて自動車の電動化が加速すると思われ
ますので、同社のさらなる発展を願うものであります。

次に、8月5日に開催いたしました第24回まほろば夏まつりは、不安定な天候の中
での開催となり、昼前から雷雨に見舞われて夢花火の実施が危ぶまれましたが、夕方
にかけて雨足が弱まったことから、予定どおりに打ち上げることができました。花火
の飛び散る火の粉に折からの雷光がひらめき、雷鳴がとどろきわたり、幻想的なシー
ンも演出されました。悪天候にもかかわらず、ボランティア活動を初め各般にわたり
ご支援、ご協力をいただきました町議会議員の皆様を初めとしました関係各位に感謝
を申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げま
す。

初めに、認定第1号から第12号までの平成29年度各種会計決算であります。平成

29年度は平成27年度に人口が2万8,000人を突破し、若手世代の増加など住民構成が大きく変化し多様な住民構成となったことを踏まえ、地域課題を主体的に捉えて改訂を行いました大和町第4次総合計画（改訂版）及び大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本としたまちづくりを目指した予算計上、運営を行いました。

平成29年度予算の編成に当たりましては、地方財政計画内容を踏まえ、国の取り組みと歩調を合わせながら、さらには大和町の現状を踏まえて、平成29年度から平成31年度までの中期財政見通しとして、町税、地方交付税を基幹とした歳入と性質別の歳出の見通しを作成した上で、骨格となるべき主要事業は全て1件ごとに事業効果や実施の適否、予算規模の検証を行って、真に町民ニーズに応えた当初予算の編成としてその執行を行ったところであります。

平成29年度大和町の財政は、2年ぶりに50億円を超える収納額となった町税収入と地方交付税を基本として、第4次総合計画に掲げる基本理念をもとに事務事業の執行に努めてまいったところであります。

水道事業会計を除く各種会計の最終予算は、当初予算154億9,504万円に対し、5億1,130万円の追加補正並びに平成28年度からの繰越額4億2,720万円を加え、平成30年度へ繰り越しを行いました1億5,026万円を減じた162億8,328万円が決算対象額となるものであります。実質の収入済み及び支出済み比率は、収入が105.5%、支出が96.9%であります。

一般会計の歳入決算額は、115億401万円、対前年比は95.9%であります。対する歳出総額は102億8,325万円、対前年比90.9%となり、差し引き額は12億2,076万円となりました。さらに繰越事業への繰越財源は1億614万円であり、実質収支額は11億1,462万円、対前年比は209.9%となり、うち6億円を財政調整基金へ繰り入れすることとしております。

歳入について見ますと、歳入の中核であります町税収入は、法人の業績向上による法人町民税の大幅増加により、全体では58億329万円、対前年比116.7%と過去最高の収納額になりました。

また、地方交付税は、普通交付税が5億7,981万円、対前年度比79.5%、特別交付税が1億6,136万円、対前年度比90.6%、震災復興特別交付税が9億4,923万円、対前年比122.5%で、合計16億9,040万円となり、前年度に比較して787万円の増額となっております。

国庫支出金につきましては、13億9,129万円の前年度を下回りましたが、これは前年度に防災行政無線放送施設整備事業、都市再生整備計画事業の大和町南部コミュニ

ティセンター建設事業及び耐震性貯水槽設置事業、臨時福祉給付事業等が実施されたことによるものとなっております。

県支出金につきましては、6億3,180万円ではほぼ前年度並みの収入となりました。

また、町債は2,760万円、対前年度比9.8%と大幅に減少いたしました。これは普通交付税の算定におきまして振り替えられた臨時財政対策債につきましては、平成13年度の創設以来、初めて借入れを行わなかったことによるものでございます。

この結果、歳入総額は前年度に比べ4億9,234万円の減額となったところであります。

歳出について見ますと、人口が2万8,000人台で推移し、地域発展に向けた取り組みが徐々に身を結ぶ中、子育て世代の増加など住民構成が大きく変化し、多様な住民構成になったことを踏まえ、地域課題を主体的に捉えて、子育て支援等、今後のまちづくりの指針となる改訂版の第4次総合計画に基づく事業を主眼に事業展開を実施してまいりました。

具体の事業につきましては、企業立地奨励事業、あんしん子育て医療費助成事業、私立保育園運営事業、シルバー人材センター支援事業、町民バス・デマンドタクシー運行事業、児童手当支給事業、私立幼稚園就園奨励費補助事業、確かな学びプロジェクト事業、サマースクールやウインタースクールの実施、そして学習支援員、図書支援員、外国語指導助手の配置事業により教育環境の充実を図ったところであります。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業として、前年度からの高等学校等通学応援事業、第3子以降育児応援祝い金事業、店舗取得・改修促進事業の継続に加えて、移住定住促進事業、出産祝い品贈呈事業を実施いたしました。

投資的事業関係では、子育て支援住宅整備事業、高田中央橋及び（仮称）下草橋架設事業に着手し、都市再生整備計画事業のもみじヶ丘歩道橋及び杜の丘2号・3号公園の設計業務を行いました。学校施設整備事業としては、繰越事業の宮床中学校の校舎大規模改修事業及び校庭拡張事業を実施いたしました。

また、防衛省の交付金事業としては、町道桧木上舞野線等の道路改良舗装工事、もみじヶ丘幹線3号線等の道路舗装工事などを実施いたしました。

次に、普通会計の性質別経費について見ますと、人件費につきましては12億9,828万円、対前年度比101.6%の決算額となっております。

扶助費は19億452万円、対前年度比104.5%で、障害福祉サービス事業費、あんしん子育て医療助成事業費の増加のほか、臨時福祉給付金の給付事業があったことによるものであります。

公債費につきましては6億851万円、対前年度比94.0%となっており、これは既往債の償還終了や新規借り入れの抑制によるものでありますが、今後も低減が続くよう努力してまいります。

これら3経費合計の義務的経費につきましては、38億1,132万円、対前年度比101.7%で、公債費は減少しましたが、人件費と扶助費が増加したことにより6,405万円の増加となり、歳出全体に占める割合は37.0%となっております。

次に、投資的経費であります。9億4,106万円、対前年度比43.3%と半減いたしました。これは前年度に南部コミュニティセンター、防災行政無線施設整備事業などの建設事業の実施が重なったことによるものでございます。

その他の経費につきましては、物件費が19億508万円、対前年度比101.2%と微増となり、維持補修費も2億2,276万円、対前年度比134.8%と増加しております。補助費等につきましては19億7,803万円、対前年度比101.3%となりました。

積立金につきましては、1億1,759万円、対前年度比86.3%と減少いたしました。ふるさと応援基金への積み立てが減少したことによるものであります。

以上が一般会計及び普通会計決算の概要であります。その他国民健康保険事業勘定特別会計を初め、各種会計も全て黒字決算の状況となっております。それぞれの会計の独立性や受益者負担の原則を認識しながら、各特別会計の健全経営を図ることが必要であると判断しております。

続きまして、条例案件等についてご説明申し上げます。

初めに、議案第51号であります。南部コミュニティセンターの設置及び指定管理者制度導入に伴い体育施設等の設置を定めている条例の整理を行ったことについて、所要の改正を行うため、大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部を改正するもの。

議案第52号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもの。

議案第53号につきましては、家庭用水道を使用している町民の生活に配慮した料金体系への移行を実施するため、水道料金について現行の用途別料金体系から口径別料金体系へと、大和町水道事業給水条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第54号から議案第61号までの補正予算についてご説明申し上げます。

一般会計につきましては、補正予算額1億7,674万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を107億7,514万2,000円とするものであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費は、総務管理費に西日本豪雨にかかわる応援職員の派遣旅費、まちづくり推進会に対する補助金を計上し、徴税費にはコンビニエンスストア収納にかかわる手数料を追加措置いたしております。

民生費は、ひだまりの丘の冷温水機復旧工事費、第2期子ども・子育て支援事業計画策定及び宮床児童館の備品購入に要する費用を計上し、衛生費は環境審議会の委員報酬を追加措置いたしております。

農林水産業費には、農業用水堰の空気漏れ調査経費を計上し、多面的機能支払交付金事業の面積異動に伴い追加措置し、商工費は創業支援事業者に対する補助金、観光施設の修繕及び着ぐるみの製作費用を計上いたしております。

土木費は、除雪経費1億334万4,000円、街路灯修繕及び舗装修繕工事として町道維持管理費4,589万2,000円のほか、準用河川修繕工事費用等を計上いたしております。

教育費には、小中学校の空調（冷房）設備の実施設計に要する経費2,040万9,000円のほか、宮床中学校校庭の側溝敷設、総合運動公園多目的広場の測量調査に要する費用を計上いたしております。

これら以外に、4月の人事異動によります人件費の調整として人件費計上費目の補正もあわせて行っており、関連する会計間の繰出金の調整も行っております。

以上が歳出の主なものでありますが、これらの経費に充てます財源といたしまして、繰越金1億4,875万1,000円、国庫支出金2,606万2,000円、県支出金76万1,000円、繰入金117万円をもって措置するものであります。

また、各特別会計につきましても、人件費の調整を行いましたほか、国民健康保険事業勘定特別会計は、国保情報システム改修費用及び退職者医療交付金の実績に伴う償還金、介護保険事業勘定特別会計は、保険給付費及び国庫支出金等の償還金、後期高齢者医療特別会計においては、保険料軽減見直しに伴うシステム改修経費、下水道事業特別会計は舗装復旧及び污水管布設に要する費用をそれぞれ計上いたしております。

水道事業会計につきましても、人件費調整のほか、配水管布設替に要する費用を計上しております。

次に、議案第62号につきましても、黒川地域行政事務組合において共同処理する事務の廃止に伴い、組合同規約の変更を行うもの。

報告第10号につきましても、平成29年度大和町財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、監査委員の審査を経て報告いたすものであります。

以上が、今回提出いたしております議案の概要でございますが、今議会期間中に補

正予算、契約案件及び人事案件を追加させていただき予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げ、報告といたしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

日程第 3 「議会運営委員の選任」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第3、議会運営委員の選任を行います。

委員は議会運営委員会の申し合わせ事項により、各常任委員会の正副委員長が当たるとなっております。したがって、委員には産業建設常任委員会副委員長今野善行君を新たに委員とし指名することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名した今野善行君を議会運営委員に選任することを決定いたしました。

日程第 4 「田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会委員の選任」

議長（馬場久雄君）

日程第4、田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会委員の選任を行います。

委員は議会運営委員会の申し合わせにより、各常任委員会より3名を人選し、それで構成をするとされております。ただいま産業建設常任委員会から欠員が生じております。先日の産業建設常任委員会の審査の結果、馬場良勝君が人選されましたので、馬場良勝君を新たに委員として指名することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名した馬場良勝君を田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会委員に選任することを決定いたしました。

それでは、議会運営委員会及び田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会それぞれの委員の方は、直ちに別室にて委員長及び副委員長を互選の上、結果を議長に報告をお願いいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

各委員会の会場は、議会運営委員会が第2委員会室、田手岡館跡伐採等に関わる調

査特別委員会は第1委員会室で行い、先に議会運営委員会を開催いたしますのでご協力よろしくお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

再開は10時45分をめどにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

午前10時30分 休憩

午前10時43分 再開

議長（馬場久雄君）

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

互選の結果を報告します。まず、議会運営委員会委員長には高平聡雄君。続きまして、田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会副委員長には高平聡雄君と決定いたしました。

以上、報告をいたします。

日程第5「黒川地域行政事務組合議会議員の選挙」

議長（馬場久雄君）

日程第5、黒川地域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定及び先例集第44により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

組合議員につきましては、初議会にかかわる申し合わせ事項で地区から選出となっており、吉田地区議員の取りまとめの結果、黒川地域行政事務組合議会議員に犬飼克

子さんを指名します。

以上の被指名人をもって当選者と決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました犬飼克子さんを黒川地域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

日程第 6 「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第6、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

皆さん、おはようございます。

通告に従いまして一般質問を開始いたします。

1件目、苦情防止について。

平成25年3月定例会において、「役場全体で苦情を共有し同様の苦情を繰り返すことをなくすべき」と提案したが、「担当課の対応で行い、朝礼等で苦情を起こさないように周知する」と、町長の答弁を受けました。しかし、同様の苦情が発生しております。町長の答弁の対応では不十分であると思われませんが、いかに町長の考えを伺います。

1) 苦情対応マニュアルの作成を早急に行うべきと考えるが。

2) 苦情対応マニュアルをもとに庁内研修を開催し、役場全体で共有すべきではないでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問ですが、まず、苦情対応マニュアルの作成を早急に行うべきと考えるのがご質問でございますが、本庁を訪れた方に不快な思いを与えず、思いやりと笑顔で親切丁寧に対応することが大切であると、このように考えます。このためには、職員が接遇をきちんと身につけた上で仕事をするのが住民と職員の信頼関係を築き上げる基本でありますので、改めて大和町窓口対応、接遇マニュアルを弁護士の意見も含めて総務課で原案を作成し、6月から町民生活課、税務課、保健福祉課、子育て支援課、総務課で協議し作成いたしました。また、作成したマニュアルを8月に各課等に配布するとともに、職員全員が閲覧できるように共有ファイルにも登録しております。

なお、大和町窓口対応、この接遇マニュアルは、序章として私たちが目指す接遇、第1章では接遇の基本、第2章では窓口、電話、障害者などの対応、第3章ではクレーム、苦情対応の4章の構成であり、窓口におけます接遇やクレーム、苦情対応など基礎的なものを備えている内容となっております。

次に、苦情対応マニュアルをもとに庁内研修を開催し、役場全体で共有すべきではとのご質問であります。今までも東北自治研修センターで開催されるクレーム対応研修を職員が受講しておりますが、今後、このマニュアルをもとに各課窓口担当職員を中心に窓口対応、接遇の研修を実施し、情報の共有を行う予定といたしておるところでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

ただいま町長から答弁をいただいたわけなんですけれども、平成25年3月時、私が一般質問させていただいたときの対応と違って、改めて大和町窓口対応マニュアルを弁護士さんと相談しながら作成したという報告を受けましたが、改めてこういった対応をするに当たっての原因と経緯をお聞かせいただきたいんですが。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまで、前回ご質問があったときには、ああいったお答えをさせていただきました。それぞれの課でやっていくということで、何といたしますか、大きい、小さいは関係ないですけれども、そういったものについて総務課でまとめたいという話を申しあげました。そういった中でありますけれども、やっぱり統一した見解が必要だということにつきましては、当然そういったことがあろうかと思えます。そういった中でありますし、最近いろいろ課題といたしますかそういったことも、大和町のみならず、そういった課題といたしますか、そういったものが広がってきている状況にもございますので、弁護士さんとも相談の上、こういったものを統一して持つておくという考えのほうよろしいだろうという考えの中で作成をして、現状に至っております。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

大変いい取り組みかと思えます。ただ、やはり時期的にはもうちょっと前にやっておくべきことかなという私の感想はあります。

昨今、やはり業務内容も多様化して、業務内容を覚える、そういったものも当然必要になってきます。ただし、苦情というのはただ単に業務内容の間違いから発生するだけではなく、ちょっとしたお声がけの不親切さ、または職員の行動、そういったもので来庁者が不快に思えば、それが苦情に発展していく。また、苦情で来られた来庁者に、苦情対応マニュアルがないために言ってはいけない言葉をかけたとか、そういったもので二次的苦情というのが多いように感じましたので、さらに苦情マニュアルをつくったらいいかという提案に至ったところです。こういったものをつくったということなので、今後どういった対応ができるか、観察させていただきます。

1件目は終わります。2件目に入ります。

ひだまりの丘（地域包括センター）の今後のあり方について。

先日7月4日水曜日、まほろばホールで、大和町地域福祉おこし研修会が開催されました。講師である東北福祉大学大学院教授の大橋謙策氏は、「高齢、障害、児童、生活困窮等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを構築できるようにするとともに、これを地域づくりの拠点としても機能させることが重要である。対象者を問わず、誰もが通い、福祉サービスを受け、あるいは居場所となる取り組みの一つに「小

さな拠点（多世代交流・多機能型の福祉拠点）」があり、そこを拠点として、誰もが何らかの役割を担い、人と人とが支え合うまちづくりの取り組みが広まることが期待される」に共感しました。町長に考えを伺います。

1) 相談者の増加が見込まれるが、地域包括センターの分割の構想はありますか。

2) 行政サービスのみならず、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築することが求められるが、計画されていますか。

3) ひだまりの丘の福祉公園の看板不備、植林の大木化による防犯上の問題、子供の道路飛び出し防止のフェンスの設置等の整備の必要がありますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

ひだまりの丘、包括支援センターの今後のあり方についてでございます。

議員お話しの大和町地域福祉おこし研修会につきましては、地域福祉計画の策定を進める上で地域住民の主体的参加を実現するために開催したものであります。地域福祉計画の策定につきましては、社会福祉法に基づきまして昨年度から取り組んでおりまして、昨年度は町民及び関係団体アンケート調査、地域福祉懇談会を町内6カ所で開催しているところでございます。

1 要旨目の、地域包括センターの分割構想はあるかについてのご質問であります。地域福祉におけます地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制につきましては、地域包括ケアの必要な支援を包括的に提供するという考え方を、高齢者のみならず障害者や子供等の生活上の困難を抱える方への包括的な支援とするものであり、地域住民による支え合いと公的支援が連動して、地域をまるごと支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することを目指しているところでございます。そのために、包括的支援体制を住民に身近な圏域におきまして、子供、障害者、高齢者等に対するサービスを展開し、地域生活課題に関する相談を包括的に受けとめる体制について、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、2 要旨目、多様な事業主体による重層的な支援体制の構築でございますが、ひとり暮らしの高齢者や単身生活者の課題等を我が事として捉えるような地域づくりの取り組みを行い、さまざまな相談を丸ごと受けとめる相談機関の共同とネットワー

ク体制の整備などを通じて、包括的な支援体制を整備していくことが国から求められております。そのためには、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO法人等の多様な組織体によります地域自立生活支援が成り立つように新たな地域福祉の展開が求められているところであり、福祉教育を推進するとともに、関係機関や大和町地域福祉計画推進協議会等においてさらなる検討を重ねてまいります。

3 要旨目の、ひだまりの丘の福祉公園についてであります。最初に、ひだまりの丘の福祉公園の入り口に設置しました案内看板につきましては、年数の経過とともに草木に覆われておりましたので、看板周辺の草木を撤去して見えやすくなったところでございます。

また、植木ですね、植林の大木化につきましては、ひだまりの丘の開所から間もなく20年を迎えようとしておまして、開所当初は人の背丈よりも低かった植栽も大きくなり、若干の森林化になっている状況であります。近隣住民の方々の散策コースなどにもなっておりますので、防犯上支障が出ないよう適正管理に努めてまいります。

最後に、子供の道路飛び出し防止のフェンスの設置等につきましては、児童館を利用している子供たちが児童館の入り口付近や公園東側でボール遊びをしないように注意喚起するように指導しているところであり、子供たちの安全面を配慮するように管理に努めてまいりたいと思います。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

8 番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいま町長から答弁ありましたものに対して再質問させていただきます。

まず、1 要旨目ですけれども、地域包括センターの分割はあるのかという問いに対して、検討してまいりたいというお話でございますが、めどとして、町長の考えでいつつまで精査した上でそういったお考えを町民皆様にお示ししようと思っておられるのか、お聞かせいただきたいところです。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このことにつきましては、先ほど申しました、今福祉計画の策定ということが条件でございます。その中に盛り込めるかということも含めて、今検討を進めているところでございます。ですから、いつというか、その中に、今計画をやっている中で、その中の検討課題として考えているということで、そこに盛り込むかどうかというのも、またその内容については精査しなければいけないと思っています。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

私が懸念しておりますのは、そういった計画のおくれ、進捗がおくれて、また次の計画に対する積み残しという形でここ何度か来ているところでございますので、そういったことがないことを信じて検討を深めていっていただきたいところです。

2 要旨目の再質問に入りますが、ことし社会文教常任委員会の県外視察で福岡県の大野城市を視察させていただきました。こちらの市では、こういった地域包括センターを分割し、また、高齢者だから必ず支えられるだけじゃなくて、自分ができることを他者に還元する、支えるほうになることを踏まえて生活支援コーディネーターというものを創設しまして、支えられたいと思う人、または支えられる人を結びつける制度を構築したところでございます。やはりこういったものを視察させていただいて、さあ我が町ではどういった地域包括センターのあり方がいいのかとなった場合、どうしても主となるのが高齢者の支え合いが主になっていて、障害のある方または生活困窮者、またはさまざまな悩みを持った方々が気軽に相談できる場所の創設が必要じゃないかと改めて考えたところなので、こういった質問をさせていただいたんですが、そこで、町長のこのさらなる検討を重ねてまいるという、具体的にどういった検討をして、そういったものを構築する前に必要性を見出していくのかということをお尋ねするところです。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういった形でということですが、先ほどの1要旨目でもお話ししましたけれども、地域福祉計画、こういったものについての取り組みをしておりますが、議員お話しのとおり、計画倒れになるような計画ではまずいと私は思います。やはり理想と現実というのがあるわけですし、その地域に何が必要であるか、こういったことが今求められているのかということを経査した中で、その計画に組み込んでいくということが大事だと思っています。国等からいろいろ来るものについては、それは全体の中でのお話、理想論といいますかそういうのがある中ですので、それを網羅していれば計画とすればきれいなのでしょうけれども、現実的にはそうではないものがあると思っていますので。私はその計画を練る段階で、そのとおり、おっしゃるとおりに必要なものか、大和町にはこういったことが不足しているのか、そういったものを十分精査した中で計画が必要だと思っています。

したがって、先ほど言った2要旨目にもなりますけれども、こういった形でということですが、今議員がお話しの高齢者の方々の支え合いは、ある程度地域で障害の方とか生活困窮の方がというお話がちょっとあったところですが、そういった実態につきましても、今アンケート調査なり地域懇談会なりをやっている中でございますが、そういったご意見を聞きながら、今何が重要かということをしかり精査しなければいけないだろうなと思っています。どうしてということになりますけれども、結局今お話しされたとおり、皆さんからご意見を聞きながら、現状を確認しながらそういった必要なものを見つけるといいますか、やって、計画の中に盛り込んでいくということが大切だと思っていますので、そういったご意見を十分に聞きながら考えていかなければいけないと思います。

議長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8番 (千坂裕春君)

町長が言われているとおり、精査することは必要なことだと私も感じております。ただ、精査している期間に事が深刻化してなかなか対処できなくなるのも大変問題でございますので、やはり第1弾目動かして、それに修正またはプラスなどをしていった制度づくりも必要かと思っておりますので提案させていただきます。

3要旨目に入らせていただきます。

まず、看板の件でございますが、こちらからあそこは元エンドチェーンがあった

ところを左折して、ずっとひだまりの丘に続く道を通って丁字路に出たところに地面に横たわった看板があるんですけども、私が見させていただいたときには、草に覆われて横たわっていた看板があったので、廃棄物かと思われました。課長にお伝えしたところ、草を除去したところは確認させていただきましたが、あの看板は歩行者を対象としていますか。それとも車で来る方の目にとまるような対象物か。そのどちらかをお聞かせいただきたいんですけども。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
この看板につきましては私も見ているんですが、車かと言われたときには、車で来て見るにはちょっと小さいなという感じがしますので、看板ですから車にも見てもらいたいことはありますけれども、現実的には歩行者の方たちが見る、看板だから誰が見てもいいんですが、歩行者の方には見やすく車の人にはちょっと見にくいという看板ではないかという形ですね。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）
町長もそのように感じておられるところなので、やはり大変申しわけないんですがわかるような表現をしますけれども、あのくらいの看板で設置していて何か意見を言われるよりも、ないほうがいいというほうが。見にくい点もあって案内にもなっていないところなので、そういう見方もあるんじゃないかという感じ方をしました。

まず、3要旨目の2件目の大木化した植林の件に移りますが、町長としても防犯上支障のない適正な管理に努めてまいると述べておりますが、適正な管理とは枝を切ることなんでしょうか。それともどういったほかの方法があるのか、具体的な答弁を求めるところです。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

あそこの木につきましては手入れが行き届いていない状況、草刈り等につきましてはシルバー人材センターの方とかそういった方々に、ある程度定期的にといいいますかやっただいていただいているところがありましたが、あそこの樹木については、そういった意味では定期的な管理がなされていなかった状況があります。したがって、このことにつきましては樹木の管理ということがまずありますので、枝払いといいいますかそういったことも含めてやらなきゃならないですし、またあそこは人も通るところでございいますので、見通しの問題とかそういったこともありましようから、そういったことも含めての管理をしていかなければと思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

了解いたしました。

子供の道路の飛び出しの件の再質問ですが、注意を喚起するよう指導していくそうなんですが、看板の設置を行うんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在も児童館の子供さんたちが遊ぶ場合には、先生なり指導する方があつ山でボール遊びをしないようにという指導といいいますか、注意喚起をしているところとございいます。今、そういう子供ばかりではない子供も来ているところがあるということとございいますので、そういったことに目配りをするというのも大切だと思っておりますし、看板がいいのか、その辺につきましてはいろいろ検討を加えていきたいと思ひます。児童館の先生方のご意見等もあろうと思ひますので、そういった指導の中でどういった指導が必要なのか、そういったことも先生方ともご相談をしながら考えていかなければいけないと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)
それでは、3件目の一般質問に入らせていただきます。

議 長 (馬場久雄君)
千坂議員、ここで暫時休憩してよろしいですか。(「はい」の声あり)
暫時休憩します。
休憩の時間は10分間とします。11時20分から再開したいと思います。

午前11時11分 休 憩

午前11時20分 再 開

議 長 (馬場久雄君)
再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)
3件目の一般質問に入ります。
高校生の通学に伴う公共交通機関の整備について。
町民の多くの方より、公共交通機関がないため、実力があっても希望する高校に行けず断念せざるを得ない。通学助成と公共交通機関の整備はセットであるべきとのご意見をいただいております。以前、全員協議会において、公共交通機関の整備の必要性を提起しましたが、事業者との協議が必要と意見をいただいております。
以下に町長にお伺いいたします。
1) 事業者との協議は実施されましたか。
2) 公共交通機関を仙台泉方面、利府塩釜松島方面の2ルートは最低必要と思われ
ますが。
町長のお考えをお尋ねします。

議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、高校生の通学に伴う交通機関の整備についてのご質問にお答えします。

高等学校等通学応援事業をやっておりますが、この事業につきましては平成29年度におきまして実人数93人の方に527万5,000円の助成を行っており、平成28年の71人、328万8,000円と比較しまして増加となっているところでございます。

初めに、事業者との協議の実施につきましては、大和町地域公共交通会議でも委員になっていただいております交通事業者の株式会社ミヤコーバスと協議をしておりますが、採算が見込めないということだけではなくて、現在運転手等の人手不足等の理由もあり、新たな路線の運行につきましては極めて厳しい状況であると回答をいただいているところでございます。

次に、公共交通機関を仙台泉方面、利府塩釜松島方面の2ルートは最低必要ではないかにつきましては、住民バスの運行につきましては交通空白地帯に運行が許可されるものでございます。現に、仙台泉方面につきましては、民間の交通事業者、ミヤコーですが、運行している路線がありまして、そこに住民バスを運行しますと民業を圧迫することにもなり、そういうことで運行の許可を得ることは非常に困難な状況でございます。また、利府町方面へは宮城交通により利府線が運行されておりましたが、平成17年に不採算などを理由に路線廃止の申し出がありまして、関係する利府町とともに協議を重ね、両町の単独補助、そのときは626万円でございますが、を行うことにより平成19年3月まで運行を継続したものでございます。以降の運行の継続にはさらなる増額の補助、その当時で900万円超という補助が必要ということもあり、路線存続を断念せざるを得ない状況となって廃止に至ったものでございます。利府塩釜松島方面につきましては、黒川地域内でも同様の課題を抱えておりますことから、広域的な角度から課題解決の可能性について黒川圏広域行政推進協議会でも協議され、調査研究を進めているところでございます。

以上です。

議長（馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

1 要旨目と 2 要旨目を一括質問させていただきます。

ミヤコーさんのほうでも採算がとれない、または人手が不足している、そういった中で対応はなかなか難しいという答弁があったんですけども、さらに 2 要旨目で民業を圧迫するので大和町の町民バスの的なものは運行できないという答弁があったところですが、逆に民間が人手不足と採算不足のために、表現は悪いんですけども放棄したところに町のバスを走らせることは、協議の上で可能にする可能性が残されているのかなと思ったんですけども、そういった進め方をどのように思われているのか、お聞かせしたいところです。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今お話しのとおり、ミヤコーが走っていない場所については、民間が走っていない場所については、採算とかは別にしてそういったことは可能であるということです。ですから、仙台方面については今ミヤコーが走っているということでそこについては難しいけれども、利府については今走っていないので、やればといいますか、できないことではないということがあります。ただ、時間の問題とか運行ルートの問題とか採算の問題とかそういった課題があるということで、先ほども申しましたけれども、これは黒川圏域の皆さんがそういった課題を持っているということで、黒川圏の広域行政推進協議会というのがございますから、そこで一緒に研究調査をしているという状況でございます。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

私たちが中学生または高校生のときから、民間の交通機関のほうで採算がとれず各自治体で応援していた経緯もあるかと思えます。または、そういったものを使わず、例えば利府支援学校とかがマイクロバスの的なものをミヤコーさんが走らせているんですけども、それに多分県か何かの補助金か何か下りているかと思えますが、そう

いった手法もある中で、やはり我々がしなくちゃいけないものは、困った人にどのくらい寄り添えて今の困ったことを改善できるかというところで、確かに今現状申した町長のさまざまな理由があっても、一歩とか半歩とかで進めていけば、来年ではなくても再来年、または3年後、何かの形につながる可能性がある中で、いろんな方法を町長のほうで見出していただきたいところですが、町長はそういった姿勢で臨まれるのかどうか、再度申しわけないんですけども答弁をお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういった交通につきましては、先ほど申しましたとおり、黒川圏域でもそういった課題があるということでは思っておるところでございますが、今特に高校、利府高校という高校名が出ている中でございますが、そういったところにつきましても、いろんな課題が当然出てくるんですね。朝はよいとして帰りはどうするんだとかそういったことがあって、黒川全体で見てということもあって今話し合いをしていますけれども、それぞれに町村のバスが走っています。これをつなげてといいますか、時間を調整してというご意見というか我々も考えてはいるんですが、なかなか、できないことの理由にまたなってしまうんですけども、台数が違ったり面積が違ったりということの課題が随分大きいということですね。ですから、その辺の課題の整理。

以前、仙台都市圏にも提案といいますかお話をしているいろいろ調査をしてやって経緯があったんですが、なかなかそれでも難しいという、そのときはそうになりました。また、これはちょっとルートが違いますけれども、仙台吉岡線ですか、これは高速道路ではなくて下を準急行みたいにして走らせる実験が、この間宮城県とミヤコーさんと一緒にやった経緯もありましたけれども、それについても、結局乗る利用者についてなかなか思ったようなそういったものがなかったとか、いろいろ工夫といいますか研究はしているところですが、いい方法が見つからないような現状です。ただ、おっしゃるとおり、こういった課題があるということはみんなが認識しておるわけでございますので、今後どういった方法ができるのか、課題について各町村、市町村連携の中でも協議といいますか研究してまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

町長の答弁にありましたので、そういった動きをさらに深めていっていただきたいところでは。

私の一般質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で、千坂裕春君の一般質問を終わります。

次に、7番渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

それでは、通告に従いまして2番手で一般質問をさせていただきます。

1件目、実践的防災訓練と防災庁舎建設について。

ことし7月、岡山県、広島県などで過去に例のないほどの大水害、土砂災害が発生いたしました。当町でも平成27年9月11日、甚大な豪雨災害が発生をいたしました。最近の傾向として、全国的に想定を超えるような豪雨がたびたび発生をしております。本町は国や県の懸命な河川改修工事などにより、水害に強い町になりつつあります。しかし、想定を超えるような豪雨があった場合、甚大な水害、土砂災害は起こり得ると思います。このため、2つを提言をしたいと思います。

まず1つ目、平成27年2月に作成された大和町地域防災計画に基づき、定期的にシナリオによる庁内想定訓練を行い、災害対策本部の練度を向上させては。

2つ目、災害対策本部運営要綱には、本庁舎が被災した場合、災害対策本部を吉岡コミュニティセンターに置くとしています。しかしながら、本庁舎が被災するような切迫した中で、日ごろ何の資機材の準備もないコミュニティセンターに移って、本部機能が切れ間なく即刻発揮できるのか、疑問であります。手狭になった本庁舎の拡充を兼ねて防災庁舎の建設をすべき時期ではないかと思われませんが、町長の答弁を伺います。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、庁内想定訓練を行い災害対策本部の練度を向上させてはについてお答えをいたします。

平成27年2月に改定されました大和町地域防災計画に基づき、同年3月には職員に対しまして災害時の職員行動マニュアルの単行本を作成して配布しておりまして、新規採用職員に対しましても、その都度配布をしておるところでございます。また、全国的に想定を超えるような豪雨がありますので、常日ごろから職員一人一人が災害に備えた強い心構えが必要でございます。毎年開催しております町の防災訓練においては、災害対策本部を設置後、職員自身等の安否と役場等への出勤可否について、各部の連絡網によりまして職員収集伝達訓練を実施しておりますが、今後もなお一層このような機会を活用して、内容を検討、工夫して練度の向上に努めてまいりたいと思います。

次に、本庁舎の拡充を兼ねて防災庁舎を建設すべき時期ではについてお答えいたします。災害対策本部運営要綱には、本庁舎が被災し使用不能となった場合には、対策本部を吉岡コミュニティセンターに置くとなっております。平成22年に完成しております本庁舎においては、平成23年3月11日の東日本大震災と平成27年9月11日の関東・東北豪雨の2回にわたる大震災におきましても本部機能を行っておりまして、今後においても現在の庁舎での本部機能を行えるものと考えております。しかし、対策本部会議を初め、本部機能を切れ間なく確保できるために、本庁舎の改修や防災庁舎の建設につきましては今後の課題として考えてまいりたいと思います。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

今、答弁をいただきました。先の9. 1 1豪雨、これについては対策本部長、町長の適切な避難指示、これに基づいて、我が町民はけがをしたとかそういったことが一切なくて、これは大変よかったなと高い評価を私はしているものであります。

しかし、さりとて、今町長から答弁いただいたんですけれども、これから先はどうなんでしょうか。今まではこれでよかったかもしれません。しかし、最近の広島、岡山、これを見ますと、もう過去に記録のない災害が発生をしています。人家を失った

方々がたくさんいらっしゃいます。我が町内に当てはめてみますと、この9. 11豪雨までは、河川改修によって、災害はもう起きなくなるのではないかと思います。しかし、それを超えた場合は、やはり水害は起きてしまうだろうとも感じられるわけであります。それからもう1つ、このようなメモリアル、これを出していただいて振り返ることができるわけですが、これを見ましても、山間部、これは宮床地区あるいは吉田地区、こういったところにおいては崖崩れ、土砂災害が発生しているわけですが、家屋を倒壊させるような土砂災害は発生していないんですね。広島、それから岡山を見ますと、今まで江戸時代から全く崩れたことがないところが崩れている。ということは、あのような豪雨が来た場合には我が町の宮床地区、吉田地区においても人家のあるところで土砂災害が起り得るわけです。そういったことを考えた場合に、今までの対策本部でいいのかどうか、これが一つ、何といいますか、町長、考える時期に来ているのではないかなと思います。そういったためには、今までのノウハウの蓄積では役に立たないと私は思います。そのために、新たにノウハウを蓄積するためには、もちろんよそに研修に行く、そういったこともあるんですけども、想定訓練、これをやりますといろんなものが見えてきます。それで、足りないところ、これから準備しなければならないところ、こういったものが見えてくるわけですが、その点について、今答弁していただくと、計画ができた次の月に職員にマニュアルを配布したと。もうこのマニュアルはどこかかなり机の中、下のほうですね、ほこりをかぶっているとは言いませんけれども、かなり深いところに眠っている可能性があります。それから、新規職員に対しても配布をしている。これは教育をなさっているのかどうか。ここには教育をしているとは書かれていないので、一体どうなっているのか、この辺をお伺いしたい。

要するに、今2つ長々と申しましたけれども、これからの災害についてマニュアル化、それから想定訓練の必要性をもう一回お尋ねをしたいのと、それから、現在職員に対して配布して、教育をなさっているのか、なさっていないのか。この2点、お伺いをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

マニュアル化につきましては、先ほども申しました27年には改訂したということで

すけれども、その後大きく世の中気象状況が変わってきているとか、そういった大きな変化があったので、そのマニュアルでその全てが対応できるかということについて、常に見直しはしていますけれども、そういった見直しは常にしていって、一番必要なという状況のマニュアル化にしていかなければいけないと思っています。

そういった中で訓練についてですが、先ほども申しましたとおり、町の全体の訓練は年に1遍ですがやっておるという中です。職員に対する指導、訓練ということについては、さっき申し上げましたけれども、マニュアルを配っておるということ。それで、机の中に眠っているのではないかということですが、これはそういうことではなくて、多分、多分ということではないですが、今台風が来るとかそういったときに常に確認をしなきゃならない中ですので、そういうことはないとは思っておりますが、新人に対する教育ということについては、私も若干といいますか、専門的にその教育という研修はやっておらない状況です。新人研修の段階で、総務課の仕事を説明するときがあるんですけども、その中で、こういったマニュアルがあつてこういう形でやるということについての流れといいますか、そういった指導はしているところでございますが、改めてそういった研修というのは今まだやっていない現状がありますので、それについては私も必要だと思っているところでございます。そういうことで、教育はそういうことですし、マニュアルにはそういう常に見直し、こういったことが必要だと思っております。

議長 (馬場久雄君)
渡辺良雄君。

7番 (渡辺良雄君)

マニュアル化の必要性について、町長もお感じになっていらっしゃるということで、これから少しお考えを進めていただきたいと思う次第であります。

少し今疑問に感じているところでございまして、9. 11豪雨の後の議会で、中川副議長が質問をされた中で答弁としていただいているんですけども、災害対策本部が5つほどの要綱で立ち上げる、どのようなときに立ち上げるんだというのが5つ、6つ答弁としてお答えになっていらっしゃいました。それから、ゼロ号配備から2号配備までこのような基準で招集をする、立ち上げるという答弁もなされました。ただ、これはどこにも記載がなくて、中川副議長の答弁書を見て初めて自分も勉強をしたという状況でございますが、議会に対して、町の執行部はそういう災害が起きた場合に

どのような基準でどうやっていくんだというような議会のチェックを受けていらっしゃるのかどうか、この辺を1つお尋ねをしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

マニュアルというか計画につきましては町で作りまして、議員さんにもなっていると、そうですね。それで、内容のチェックということですが、その内容につきましては、つくる段階でチェックということについては、今までやっていなかったかと思います。済みません、内容のつくる段階での精査といいますか、そういうことですよね。そういったことについては、議会の方々にこういう形でやりますのでいかがでしょうかというような問いかけはやっておらないで、町でこう作りましてという内容での提示に今までやっておったところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

今、ご答弁をいただきました。これまでの比較的、何と申しますか平穏な状態であれば、ここまで申し上げるのもないかと思うんですが、最近の傾向として、想定を超えるようなこういうものが起こってきた場合に、どういったときに災害対策本部を立ち上げて、それからゼロ号配備、1号配備、2号配備とこのように、それがいいのかどうかというのも、これからは町民に見える形にそろそろされてもいいのかなと。と申しますのは、いろんな他の市町村を見た場合に、ゼロ号配備とかという言葉ではないんですが、1号配備とか、1号配備じゃなくて何配備というか、ちょっと今ど忘れしましたがけれども、要するに、町民、市民に対して、町の立ち上がりですね、そういったものを公開してきています。そして公開をして、このように執行部はやっていきますと、それから、それに付随したマニュアルも公開をし始めてきています。そういったことが減災につながっていく、そういった考えでやっているんだという他の自治体もございました。そういった意味で、町長として、そういった町の災害対策本部、こういうふうにしてやっていきますよというのを町民にこれから示す方向にどのよう

にお考えになるか、ご検討いただけるのかどうか、その辺をご答弁をいただきたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

対策本部設置等につきましては、当然やっているわけでありましたが、本部を設置したときには県のほうに報告ということであります。ただ、それを住民の方と申しますかそういった方々に今設置しましたとかという内容の報告はやっていないのが現状であります。役場の中でそういった対応をしているということについて、住民の方々にそういったお知らせは、結果的になっていないという状況。実際やっているんですけども、そのあれです。それから、避難勧告とかそういったときに、防災無線等で連絡したり、あるいは消防団の方々、職員が地区を回ってという形の連絡体制になっておるところでございます。また、こういったときにこういう対応をしますというマニュアルについての公表と申しますかそういったことも、現在はオープンになっていない状況にあります。どこまでそういったことが、そういうことをやっているということと、住民の方々にそういった意識を持ってもらうということもあろうかと思うところでございますが、今後そういったことについてどういう形でそういうことができるのか、どういうふうに行った方がいいのか、どの段階から行った方がいいのか、そういったことについても、いろいろ庁内とか役場内で考えてみたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

ちょっと私の申し上げ方が悪かったと思ひます。災害時に、今こうやっているというのを町民の方にお知らせという意味ではなくて、何もない平時のときに災害対策本部はこういったときに立ち上げますよ、それからゼロ号配備はこういったときにゼロ号配備にしますよ、1号配備はこういうときに。そういったものを町民の方に、私たち議員も含めてですけれども、町民の方にあらかじめ知らせておいて、さらにその下にマニュアルをくっつけてというのが、今他の自治体ではそういう方向に向かっている

ると。そういったものを少しお調べいただいて、学ぶべきところは少し取り入れては
いかがかなとも思います。そういった意味で申し上げました。

それから話を本来に戻しますけれども、自衛隊の場合、自衛隊はそれが仕事ですか
ら当然やるわけで、執行部の皆さんは普通の町民の皆さんにして、いっぱい仕事を抱
えて、さらにその上での防災ということですので、負荷が大きくなるのはそれは当た
り前ですけれども、自衛隊の場合はこういうシナリオ訓練というのを頻繁にやってい
るんですね。こういった場合にはこうするというのがどんどん進化して行って、そし
て当然そういう訓練をやれば、こういったときにはこういうものを準備しておかな
きゃならないというのがどんどん深くなって行って、そして何かあったときに自衛隊は
てきぱきと動いていますけれども、あれはやっぱりそういうシナリオ訓練をやってい
ての私は成果ではないかなと思うんです。幸いにしてことし4月、自衛隊からお一人
採用をいただいたと。その自衛官出身の職員については、こういったシナリオ訓練と
かそういったことの重要性、それからやり方、ノウハウをいっぱい持っていると思
います。ですので、その職員の方を使えばシナリオ訓練というのは、例えば3つほどシ
ナリオ訓練のタイプがあるんですけれども、一番短いのは三、四時間の訓練。これは
もちろん頭だけの訓練で、いろんなものの訓練ができると。今までとは一つ違った意
味での防災訓練を町はやっている、私も参加しておりますので、なんですけれども、
一味違った防災訓練の形になると私は思います。ここで細かい話を申し上げるつも
りはございませんけれども、シナリオ型の訓練、これは軽易に行えるものからみんなの
職員を動かしての重たいもの、さらには自衛隊にも警察にもそれから水防団の方にも
ご協力いただいてやるような、そういうシナリオ訓練、こういったものもあろうかと
思うんですけれども、いろんな訓練の方法があると思うんですけれども、そういった
ものも少し目をいただけたらなと思うんですが、いかがでございましょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

訓練にもいろいろな訓練といいますかね、あるんだと思います。今議員お話し
のシナリオ訓練、質問にも載っているわけですが、それにもいろいろやり方がと
いうことでございます。私も机上でとかそういったぐらいのあれしかないものでは
からあれなんですけれども、今回自衛隊の方にも来てもらっておりますし、そう
いった、

今もいろいろ計画の見直しとかでいろいろお話を聞かせてもらおうと、当然ですが我々と違った感覚といいますかそういった中での見直し等もしてもらっておるところでございます。そういった人たちの意見も聞きながら、そういったいい部分を取り入れて、意義のある訓練ができるということでもありますので、その辺についても勉強しながら、いろいろ工夫させてもらいたいと思います。

議長（馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番（渡辺良雄君）

1 要旨目を終了して、2 要旨目の災害対策本部についてということで議論を進めたいと思います。

9. 11 を振り返りますと、家屋が流されるような土砂災害は起きていないということで、それはそれで幸運だったと思うんですが、これから先、吉田、宮床地区の土砂災害がないとは言えないと思います。9. 11 を見ますと、水が引いた後は、ボランティアの方のお手伝いをいただきながらですけれども、家屋の中の土砂をかき出して、避難所に長期泊まり込むことはなかったと思うんですね。ところが、今度は中山間地で広島、岡山のように流されてしまったら、もう長期の被災生活を送らなければならなくなる。そういったことになるわけですが、災害対策本部としても長期化するんではないかなと。水が引いたら災害対策本部、あるいは9. 11 の場合は翌日には災害対策本部を解散できているんですね。でもどうでしょう、岡山、広島の災害対策本部はものすごく長期にわたってなっていると。そういった場合に、今の体制でずっと何日も続くんですか。この辺のところ。それと災害対策本部が開催される場所を私見たことないんですけれども、一体あそこに何人くらいの人が入れるのか。それから応援に来た警察、消防、自衛隊、その他関係団体、災害応援協定を結んでいる企業の皆さんとかいっぱいいらっしゃると思うんですけれども、そういった方々が入れる場所があるのか、それからマスコミの方々、プレスの方が待機して町の対応状況を取材できるのかどうか、この辺のところをお伺いいたします。

議長（馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今の議員のご質問は、本庁舎でということによろしいわけですね。9. 11のときにはそのとおり1日でといいますか、雨が通り過ぎて水が引いてという状況でしたので、対策本部につきましても立ち上げてから丸2日ぐらいということでありました。ただ、大震災のときには長期になったところがございます。それで、本部につきましても、役場の総務の裏の庁議室というところで、そういった会議とか打ち合わせをやっておったところがございます。あのときには、十分広いかといえばそれは十分な広さではないわけでありますけれども、役場の幹部、それから消防団の幹部の方々あるいは警察、あとは国交省とかそういった方々が来た中で、あの中でやったということでもあります。それが十分だったかということにつきましては手狭といえますか、どうしてもああいうときというのはそうなると思いますけれども、十分な広さが確保できたかという、そうではなかった部分もあると思っています。だからあそこで十分かと言われれば、もっと広いところがあればという考え方が当然出てくると思いますし、あのときも長期は長期だったのでその中でやりくりをやったという状況であります。先ほども言いましたけれども、庁舎等につきましては、防災庁舎ですか、そういったものにつきましてはそういった状況も踏まえて、今後そういったことについて課題として考えていかなければいけないという捉え方はしておるところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

防災庁舎建設となると予算も相当かかるということで、町長これから考えるということですので、この程度でとどめたいと思います。災害が大型化してきているというのは事実だと思うんですね。このところの地球の温暖化が何かよくわかりませんが、そういったことから、より慎重にこういった防災に関してもう一度お考えを進めていただきたいと思います。

以上で1件目を終了させていただきます。続いて2件目……

議 長 （馬場久雄君）

渡辺議員、ここで暫時休憩したいと思いますので。（「わかりました」の声あり）

暫時休憩します。

再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7 番渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

それでは、午前中に引き続きまして一般質問を継続させていただきます。

2 件目、湖西市への災害時応援体制充実は。

本町は、平成26年3月11日、静岡県湖西市と災害時相互応援協定を締結いたしました。南海トラフ巨大地震の規模マグニチュード8から9クラスの発生確率は、文科省組織下にあります地震調査研究推進本部によりますと、平成30年1月、ことしの1月1日現在、今後10年以内に30%の割合で、今後30年以内に70から80%、50年以内には90%の確率で発生すると予測されています。つまり、いつ起きてもおかしくない状況にあらうかと思えます。この地震が発生した場合、湖西市には大きな被害が予測されますが、本町が協定を締結してから4年、我が町ではその後の応援体制の充実状況、これをどのようにされているのか、町長にお伺いをいたします。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、湖西市への災害時応援体制充実についてでございますが、4年前に本町は静岡県の湖西市と災害時相互応援協定を締結いたしました。災害が発生した場合に相互において応援を要請することができ、応急措置等を円滑に遂行するため、さまざまな事項等を締結したものでございます。

応援を要請することができる事項としましては、物資、資機材等の応援や人員の応

援でありまして、児童生徒やその他被害者の一時受け入れ項目もございます。湖西市に応援要請があった場合には、物資、資機材等の応援を行っていくものと考えておりまして、物資、資機材等の対応につきましても、本町が災害時に物資供給されるため協定している企業等の協力の要請を考えております。

平常時においては、円滑な防災相互協力体制を図るために、地域防災計画書やその他参考資料等を相互に交換しておりまして、4月の職員異動の場合には担当者の携帯番号の情報交換等も行っております。

また、平成28年7月に、湖西市の災害体制の実態と物資等を運ぶ際の経路の確認、そして双方の防災担当者、担当職員の情報交換も兼ねまして、福島県、新潟県、長野県、愛知県を経由して公用車で陸路の確認を行っております。休憩時間も含めまして片道で12時間、そのときはかかりまして、走行距離は853キロの道のりでございました。

ことしの8月上旬には湖西市からも影山市長みずから、同様の目的で訪庁する予定となっておりましたが、台風13号の接近によりまして、このことにつきましては延期となったところでございます。これからも相互の応援体制を充実させるために情報交換等を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)
渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

少し細かいことをお尋ねしますので、直接担当者からのご答弁をいただければと思います。

大和町のこの地域防災計画のところには、協定書が出ております。この協定書の中で、平常時における相互協力というところで幾つか出ておりますが、地域防災計画とその他参考資料を相互に交換あるいは相互の情報の交換、職員等の交流、その他防災に関する相互協力を努めるとあるわけですけれども、地域防災計画その他参考資料を相互に交換、これはどのようなものを具体的になさっているのか、お尋ねをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

具体内容につきましては、担当課から説明します。

議 長 （馬場久雄君）

危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長 （蜂谷祐士君）

渡辺議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

大和町の防災計画書の冊子そのものを湖西市にお渡ししているという状況でございます。湖西市の計画書もちらにいただいている状況でございます。その他の関係資料につきましても、済みません、その点につきましてはちょっと把握しておりませんが、災害に対するいろいろな参考的な資料等をお渡ししているというお話は聞いております。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

それでは、交換をしているということでございますけれども、湖西市にマグニチュード8あるいは9の地震が起きたときにどのような災害が起きるのか、どのように予測をされているのか、この辺、津波災害があるのか、ないのか。防災計画を交換されているわけですので、一たび地震が発生した、津波が発生した、湖西市がどのような被害が起きるんだと、これは概要的には一言で申し上げるぐらいのことは把握をされていると思いますが、どのようなご認識をされているのか、お尋ねをします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

湖西市に特定したというあれではなくて、静岡県のあるエリアでございますので、海、津波ということも当然あると考えております。それから、湖西市は山の部分もあって、PEV企業さんがおられるところにつきましてはかなりの山間部でもございます。したがって、そこに対する、さっきあった土砂災害とか、あるいは道路が崩れて崩壊して道路が使えなくなるとか、そういったものについては、そういうものはあるであろうという思いは持っているところでございますが、その一つ一つを湖西と私は個人として確認しているところではございませんので、湖西市としての明確なこういう被害がこのぐらいというような細部についてはまではちょっと把握していないところでございます。

議 長 （馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

計画を相互に交換をしてとなりますと、お互いにそのニーズというものは明らかになってくるのではないかなと思うんですね。湖西市が南海トラフ地震が発生した場合に、我が町に何を求めてくるのか、そのニーズの予測は当然あってしかるべきだと思うんですが、それをちょっとお尋ねしたつもりでございます。

もう余り時間もありませんので申し上げますが、児童生徒、それから被災者の受け入れと協定書の中で書かれております。じゃあどれくらいの被災をして被災者がどれくらいいて、我が町にどれくらいの被災者が来る、どれくらいの児童が来る、それからどこにそれを我が町は受け入れるんだと、そういう計画はございますか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

被災者がどのぐらいでということについては、そこまではちょっと私のほうではまだ押さえていないと思っております。ただ、被災者を受けるとことにつきましては、これは湖西に限らず石巻とかそういったところとも協定をやっておりまして、例えば石巻で原子力発電の距離の問題とかそういう形の中で指定場所というのを町としても考えておりますので、受け入れについては基本そこになると思っております。た

だ、長期になった場合に、食糧の問題とかそういったことが出てくるということ、湖西から来るとなれば短期ではない形での来方になると思いますので、そういった場合には、例えば学校ですので、短期といった場合に旅館で済むものなのか、それともそういったアパートとかそういったものまで必要になってくるのかということについて、具体なところまではまだ町のほうでは、そこまで具体的にこうですという決定はしておられない状況でございます。震災の被害と申しますか、そういった災害、被害でございますので、どんなものが必要かということにつきましても、その状況でいろいろあると思いますし、今震災の被害があった場合には、まず相手に問いかけて、今何が必要なんだろう、どういう物が必要なんだろう、これはできますけれどもというやりとりをして、その現場の中のやりとりということも現実的には必要な話になってくると思います。何でも送ればいいというもんじゃない中で、せっかく送ってきてもらってあれですけども、いっぱいそれだけ集まってきたとかという状況もありますので、そういったことにつきましては起きてからというとおかしいのかもしれませんが、そのときの対応も大事になると思います。ただ、今おっしゃるとおり、今何が必要でどこに何人をとどこまでの町としての具体の計画は、今のところ持っていないところでございます。

議 長 （馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

何のための災害時相互応援協定かというところに立ち返ってくると、私は思います。今の町長のご答弁ですと、何も協定結ばなくたっていいじゃないかと私は思います。その前は三上市長さんだったのでしょうか、お尋ねになり、災害応援協定を結ばれたと。三上市長さんは、その前年には長野県の本曾町とも災害時応援協定をお結びになっていると。要は、南海トラフ地震で津波が発生したときに被害を受けない地域と協定を結んでいるんですね。それは何かと言ったら、我が市民をどこに安全に疎開してもらおうかということをお考えになって協定を結んでおられると思うんですよ。それを町長、受けて、今の答弁ですと真剣にお考えになっていないとしか私は思えない。要するに、あした地震が起きるかもわからないときに、我が町に児童が例えば60人なら60人、100人なら100人来たらどうやって受け入れようかという見積もりなり計画なりは、今すぐでもできるはずですね。それから、本曾町と我が町で、我が町に500世

帯受け入れるんだという計画があれば、500世帯をどうやってどこに受け入れるんだ、そういう計画はすぐに私は立てておくべき、それが相互応援協定ではないんですか。その点をお尋ねします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
町としましての相互応援協定は、湖西だけではなくてやっている就先ほども申し上げました。そんな中で町としての指定の避難場所というのがあって、ここに何人泊まれるといいますか、避難できるというものについては町が持っているわけです。それでその人数について、例えば湖西にはやっていませんけれども、石巻であれば何名受け入れをできますよという体制をとっているという状況です。それで、湖西等については、具体的な人数のものについては実際やっていないのが現実でございます。それが足りないと言えはそういうこともあるかもしれませんが、協定の必要がないとかというものはまた違うと私は思っております、そうやってお互いにいつでも助け合うということの中で、こちら準備をして、先ほども申しました物資についてはそういった物を送る、こちらで協定している物を預かって送るとかそういったものを行っておりますし、さっきも言いましたルートの確認とかもやりながら進めておるわけでございますから、まだまだ深める部分はあるのかもしれませんが、協定の意義はあると思っております。

議 長 （馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）
町長のほうはあるということで、私はないということで、これ以上は水かけ論になってしまうわけですが、物の準備というのは、やっていてこれでやり過ぎということは私はないと思っています。特に、うたっている中で、相互情報の交換あるいは職員との交流、そしていざとなった場合は職員の派遣、それから救出ですとか医療、防疫、そういったような中に書かれている内容ですが、いろいろな細かな点、詰めておくことはいっぱいあるかと思っております。今ご答弁いただいた中ですと、移動経

路の確認とか、それから担当者の電話番号の交換とかそういったご答弁を頂戴しましたけれども、それらは本当の入り口の入り口の入り口だと私は思います。中身をやっぱり深化して行って、例えば湖西市とそういう交流を深めて応援をする、あるいは私たちが応援されることもあるわけですけども、そういったことをやっておくことによって、それは今度は他の石巻に対してでもよその町でも、もっとも石巻が被災をするときは非常に近いですから我が町も被災を受けるわけですけども、湖西市なんか大きなダメージを受けても、我が町は無傷だと思うんですよ、多分、南海トラフであれば。そういったときのために研究しておくことは、私はいっぱいあるんじゃないかと思うんです。もちろん職員の方々は残業されていっぱい忙しいのも、それはもう理解した上で言っています。しかし、そういった準備は、災害時応援協定を結んでいるわけですから、私はもう少し町長、身を入れてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでございましょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これにつきましては、相互協定ですから湖西市が何を求めるか、あるいはこちらが何を求めるか、そういったことについての話し合いが必要なんだと思っております。子供の受け入れにつきましても、湖西市として何人をこちらにやるのか。それは被災してみなければわからない部分もあると思いますけれども、そういうことだと思うんですよ。ですから、そういったものについての具体のもっと内容については、お互いにどういったものが必要なのか、今はこういう形の一つの入り口のラインということになっているかもしれませんが、そういったことについては先ほども言いました、湖西の市長も来られたりこちらも行ったりしている中でございますので、具体的に実際にはどういう物が必要なんだろう、何人必要なんだろうという話までできるかどうか、あるいは向こうさんがどこまで求めているかですね。助けることはもちろんいいことだと思いますが、その辺についても内容を詰めていかないといけないのかなと今思いました。一方的な形ではなくて、求められるもの、必要なもの、こちらができること、そういったものについての具体の内容と伺いますか、そういったものを今後、市長だけではないんですけどもそういった中でいろいろ詰めると思いますか、お話しできればと思います。

議長（馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

発災をして我が町として後悔をしないように、その点を念じながら質問を締めさせていただきますけれども、最後に、1問目で質問をしましたけれども、シナリオ型の訓練ですね。総務省消防庁国民保護・防災部応急対策室というのがあって、そこで書かれた市町村による図上型防災訓練の実施支援マニュアル、こんな分厚いんですけども、これ先ほど対策官にお聞きしたらちょっと存じ上げていなかったというところなんですけど、これは結構細かいことが書かれていて、図上研究に関することもたくさん書かれています。ですので、ご一読いただけたらなとも思いますし、防災の準備はやり始めたら切りがないとも思いますけれども、我が町、それから応援協定を結んでいる湖西市、これらの安全を願って、私の一般質問を終わります。

議長（馬場久雄君）
以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。
次に、4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

1件目でございます。小中学校へエアコンの設置をということでございます。ことしの猛暑は災害レベルと言われるぐらいに、本当にすごく暑かったものでした。もちろん先ほどの町長の報告にもあったとおり、本当にこれまでに経験したことのない暑さでございました。仙台でも観測史上最高気温を記録しまして、連日熱中症で搬送される方の報道もされておりました。また、全国各地でも小中学生の校外学習時の熱中症による病院への搬送や死亡例もあったところでございます。

そこで、以下の点をお伺いいたします。

- 1) 現在の小中学校の校内、校外での授業への熱中症対策は。
- 2) 教員・児童・生徒への熱中症に対する教育は。
- 3) 教室・職員室へエアコンを設置すべきでは。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは初めに、小中学校の校内、校外での授業への熱中症対策についてでございますが、熱中症事故の防止について、教育委員会におきまして校長会議等で情報の提供や指導をしております、文書等でも通知しております。その通知内容は、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数等に十分留意するもので、この暑さ指数とは、人間の熱バランスに影響の大きい気温、湿度、輻射熱の3つを取り入れた暑さの厳しさを、危険、嚴重警戒、警戒、注意、ほぼ安全の5段階で示している指標でございます。

各学校の熱中症対策は、校内では校舎や体育館に指数計と乾湿温度計を設置しまして、保健主事や養護教諭、そして担任がその日の状況を確認し、全教職員で共有しております。特に、体育的活動やプールでの指導におきましては、大和町立小中学校の教育活動における熱中症予防指針を定め、それに基づき活動するよう各学校に指導をしております。また、屋外行事では、各学校において事前に活動場所の下見や児童生徒の状況、天候条件等を考慮し、安全に配慮した実施計画を作成しており、児童生徒には事前指導で衣服や飲料水、注意事項の確認を行い、出発前には健康調査を実施するように指導しております。

次に、教員・児童・生徒への熱中症への教育についてでございますが、児童生徒へは朝の会や帰りの会、部活動や集会等で熱中症の症状や対応について指導しており、授業や行事、部活動などの教育活動中は教員が必ず児童生徒の健康観察を行い、活動環境を確認して取り組んでおります。例えば、衣服の調整や給水、屋内においては扇風機の活用や換気など、状況に応じて指示するようにしております。また、小中学校では、前述しました大和町立小学校の教育活動における熱中症予防指針を目安に熱中症の予防に努めており、今後も万全を期するように努めてまいります。

次に、教室・職員室へのエアコンの設置についてでございます。ことしの夏の気温はこれまでに経験したことのないような猛暑であり、児童生徒の健康を脅かす環境であって、大変心配な状況だと考えております。児童生徒が健康で安全に学校生活を送ることが何より大切であり、そのために町として、現在空調設備設置に向け準備を進めております。今後、調査検討を加え、空調設備につきましては、できるだけ来年の夏の稼働に向け努力してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、何点か質問をさせていただきたいと思いますが、教育行政にかかわる部分もあると思いますので、その場合は教育長にお答えいただいても結構でございますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

まず、小学校校内、校外での授業への熱中症対策ということでご答弁いただいたところでございます。ご答弁の中にありましたね、輻射熱。私はこれが一番子供たちにとっては結構悪さをする。要は照り返しで、恐らく背が小さい子供さんとかはまともに反射熱、輻射熱を受けて、それでいろいろなところですね、仙南のほうの校外事業で航空写真を撮ろうとしたら、何だか何人かばたばたとぐあい悪くなって、教育長さん、校長さんが謝っていらっしゃいましたけれども、あの辺も多分ある程度暑いのは想定される中で行われていたんだらうと思います。校長さんも、十分注意していましたがというお答えだったと思います。それを受けて、我が町でも本当にどこで起きてもおかしくないものだなと。本町でそういうことが起きなくて、まだまだ暑いですがけれども、よかったなと思うところでございます。

そこで、先生方というのはなかなかこう授業を中止するとか、今行っている行事を休むとか、なかなかそういう判断に行きづらい部分があるのかなと思うところがあるんですけども、その辺の指導というのはどのようになっているのかをお伺いをしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
その辺の指導につきましては、教育長さんからお答えします。

議 長 (馬場久雄君)
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまの馬場議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。これは熱中症だけではなくて、最近の災害はやはり想定外とか未曾有とかいろんな表現が使われますけれども、簡単な表現では空振りを恐れるなどということもあります。ですから、念には念を入れるということは学校現場を預かる校長たちには話をしておりまして、やはりやめるときはやめる、ちゅうしょしないということは常に話しておりますので、現場の先生方にもそのようなことは身につけているかと思いますが、なおこれからも引き続き同じような指示をしながら、子供たちの健康、安全を十分確保するように努力したいと考えております。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

本当に指導なされた成果が出たのかなど。私も子供を抱えていますけれども、小学生2人ほどおるんですが、今回鶴巣小学校からのメール等々で、きょうはもう暑過ぎるのでプールは中止しますというメールもたびたび入っていて、いい判断をなさっているんだなど。やはり、ほかの地域ではプールで熱中症になるという、本当に今までこんなことあるんだろうかというぐらい、考えられないような事態が起きていると。その中で、やはり今教育長がおっしゃったように、やめる、要は行事を中止するという判断も非常に賢明な私は判断であり、判断だったんだろうと思います。そこは評価させていただきたいと思うところでございます。どうしても、子供もなかなか自分で熱中症になっているんだか、ぐあい悪いだけなのか何なのかというのが、やはり小さい子供、まして小学生ぐらいだと少し判断つかない場合もあるのかなと思います。そのとき、先ほどご答弁の中で先生がよく見ているというご答弁もあったんですけども、本当にその、例えば小さな学校では先生が見ることができるのかもしれませんが、規模の大きい学校ではクラスに何十人もいて、言葉が悪いかもかもしれませんが1人ぐらいぐあい悪い子がいてもちょっと目が届かない可能性も、これはないとは私は言えないと思うんですね。その場合、例えば補助の先生がいるのであればいいんですけども、恐らくどこの教室もことしは暑かったし、どんな授業をやっている暑かったし、その場合、本当に一人一人見られていたのかなとちょっと疑問に思った

ところもあるんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。ご意見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
その件につきましても学校の現場ですので、教育長からお答えします。

議 長 （馬場久雄君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）
それでは、馬場議員さんからのご質問にお答えします。
確かに子供一人一人を、熱ですから体内のことなんですね、熱中症に限って話せば。小規模の学校であれば10名前後と、大規模校であれば1クラスが40名近くおります。また、小学1年生から中3は体力的にも大分差があると思うんですね。それについては、各学校の先生方は十分理解をしていると思いますが、なかなかその、もし万一のことがあった場合には十分だったというお答えは難しいかと思います。ただ、学校としてやるべきことは、最大の努力をしながら子供たちを守るという、そのために学習支援員がおります。校外に出る場合にも支援員がついていきます。あるいは図書支援員もおりますので、何かのときには手伝ってもらおうとか、複数の目で観察ができるような体制をとるように校長先生方にもお話ししておりますし、現在大規模校には吉岡小学校と小野小学校、現在養護教諭が2名ずつおります。事務官も2名おります。教頭も2名おります。それから主幹教諭が両校に1名おまして、大分人手も多くなっておりますので、子供たちの観察についてはそのような複数の体制で当たっていくように、今後指導したいと考えております。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

まず1要旨目、2要旨目については、私も今年度というかことしのこのすごい暑い中に、本当にひどい状況になる子が大和町だけと言ってはどうなのかわからないですけども、大和町内でそういう子がいなかったというのは、非常にこれは幸いだったと。たまたまだったのかもしれませんが、もしかすると。本当に幸いだったのかなと思うところでございます。本当に、今教育長おっしゃったことを今後も続けていただいて、さらなる本当に見逃しとか見落としとか、これは言いわけできないですね、そういうことがないように、今後も予断なくやっていただきたいと思うところでございます。

その中で、3要旨目に入っていきたいと思います。ここは予算の関係ですので、町長にまずお伺いをしたいと思うんですけども、まず私がこの質問をするに当たって、やはりお父さん、お母さん方、そしておじいちゃん、おばあちゃん方からも大分結構な人数の方々から、議員さん、小学校、中学校にエアコンどうなのやというお声をいただきました。もちろんPTAの会合に行っても、子供たちがすごい汗だくで頑張っていると、集中力なんか発揮できるもんじゃないよと、授業参観に行ったお父さん、お母さんに言われました。ある学校に温度がどのぐらいだったんですかと聞きました、教室の温度。ちょっと間違っていたらごめんなさい、7月19日が34度、7月20日が34度だったそうです、教室の温度がね。ほぼほぼ体温ですよ。その中で子供たちは授業を受けていたようです。何で温度を記録していたかというのと、その授業参観に来られたお父さん、お母さんが余りにひどい、これはとても勉強できるような状況じゃない、ぜひ温度を計測していてくれないかという声があって、学校のほうで初めて計測していたそうです。それで、あったのが扇風機1個、奥のほうから熱風が来ていたそうです。そんな中、それはあくまでも経過ですけども、町長がエアコン必要だなどお考えになられたのはいつごろでありましたか。お伺いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまで夏に対する考え方というのは、こういう言い方をすると語弊があるかもしれないけれども、暑いのは当然である、だから夏休みがあるというような、我々の年代ではそういう感覚があるのが普通だと思っております。そういった中にはありますけれども、図書室、医務室とかそういったところにはエアコンをつけるとか、あと古

い物ではありますけれども前の庁舎の物を持っていったりとかというような工夫をしてきた経緯がありました。ところが、最近のといえますか、特にことしの天候というのが余りにも異常だというか、異常なのかこれから普通になるのかわかりませんが、これまでにない状況になってきているというのが現実だと思っております。そういうこともありますし、気象庁の人ともお話しする機会があったのですが、来年もこうなるんですかねと聞いたときに、ならないとは限りませんねと。ではこういう状況が普通なんですかと、普通かどうかわかりませんがこういう状況になって、もう毎年少しずつ上がってきているんですという状況であるというお話も専門家の方からもされております。そういった状況の中でことしは特に、さっき34度というお話がありました、宮城県で一番記録的な今までにない気温になったりとかという状況もありますので、これは我々大人も大変な中ですので、子供についても当然大変な状況であるという認識。特に強く思ったのはことしの夏でございます。その前も暑くはなってきたとは思ってございましたけれども、これほど大変なことになるといえますか、大変な夏といえますか暑さというのを強烈に意識したのは、実際ことしの夏からということになります。

議長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

具体的な時期についてはお答えをいただけなかったんですけども、夏ということで、夏をどこからどこまでが夏なのか、連休明けぐらいから私も暑かったようなずっとイメージがあるんですけども、どの時点でというのをちょっとお伺いしたかったんですけども。

今回、これから審議ですけれども、調査設計費を計上していただいて本当にありがたいなというところでございますが、残念ながらちょっと先に富谷市さんが大々的に発表されてしまってもったいないなと。町長は本当に慎重深く、余り大々的に発表されることが嫌いなのかもしれませんけれども、むしろ私は大和町のほうが金額的にも具体的な数字を、高いか低いかはまず別にして具体的な数字を挙げながらやると、委員会の中でだったと思えますけれども、そこで報告をされたと思うんですけども、そうなる前にやると町長、言っていたかったです、私は。もう恐らく7月の後半ぐらいからですか。町長、頭の中でもう描いていらっしやったんじゃないですか、

必要だなど。もう少し早くそこは大きく言っても。補助金にしても、エアコンだと小中学校だと大規模改造事業というのに該当するんですね。それで、学校施設環境改善交付金というものの中からエアコンの設置ができる補助金がございます。もちろんこれを使っても全然やれたんです。7月にもう暑いなと思ったときから、その検討に入るべきであって、ならばもう7月終わり、8月の委員会前ぐらいに私はもうやるぞと、町長言ってもよかったのかと思ったんですけれども、検討の時期が長かったのか、それとも何か補助金がないかと探しているうちにこうなってしまったのか。その辺の経緯をもし町長おわかりになればお答えいただきたいんですけれども。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

公に公表という形になるんでしょうかね。ただ我々は、やっぱりこういう案件を提案する、公にする場合、議会の皆さんに説明をしてその中でご理解を得た中でのというのが基本だと思っております。富谷さんは全協か何かであのときやったのかもしれませんが、そういった中であります。ですから、もっと早くということについてはいろいろご意見あろうかと思いますが、考え方として事前に発表とかというものについては、やはり議会の皆さん方にご説明申し上げてからのという考え方が基本だと思っておりますので、よろしく願います。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

確かに議会を尊重していただいて非常にありがたいと思うところでございますけれども、全協なり何なりでももちろん言っていたいただければ、我々もこういうことというか非常に町民の皆さんが心配されていることを、ちょっと待っていてくれと、我々が言うからというのが先なのか、それともそれより先に、要は行政のほうで、いや必要だからつけるんだと提案をされると。それはどっちが遅いか早いか、もちろん手順踏まれば、私は賛成するものでありますし、やはりなるべくこういうものは、必要だと思われた場合はすぐ動いていただいて、調べるなり調査するなりしていただいて、補

助金も使っていただいてやっていただきたいと思います。

その中で、もう何点かお伺いをしたいと思います。

設置の調査費ということで今上程されるわけですがけれども、現在ついている教室についてのお考えはどのようなお考えを持っていらっしゃるのか。それを例えば外して新しい物をつけるのか、それともそのままやるのか。その辺少しお伺いをしたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

調査においては一応全室ということで考えておりますけれども、その状況もまた確認しなきゃいけないところがございますので、それについては今これは使ってこれは使わないという状況の即答はできかねますが、基本的には全部つけかえるというか、全教室に行くようにということで考えておるところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

その意見を伺って安心したところがございますけれども、先ほど町長おっしゃったように、古いエアコンがついている教室も大分、教室というかいろいろあるんですけれども、それを使ってやっていらっしゃる場所もあって、もうほとんどきかないような何十年も前のエアコンを使って、電気代も相当使うんだろうなというところがございます。必要な部屋につけるのはもちろんなんですけれども、それをこれから調査するという、確かにわかりますけれども、意思としては教室のあるところにはつけるという方向性で行っていいのかなと私は思うところがございます。

それから、もう一、二点お伺いをしたいんですけれども、これはエアコンという名目になっているんですけれども、冷暖なのか。冷暖房、要は。エアコンだけに特化したものなのか、それとも冷暖房なのか。

それから、今のご答弁でいただいたところなんですけれども、来年の夏の稼働に向け努力したいというご答弁でございました。ということは、大体考えると、学校の授

業もありますから春休みを使って設置なのかなと、普通に考えればですよ。授業中が
んがんやるわけにはいきませんから。

その辺のちょっと2点だけお伺いをしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

冷暖房かという話ですが、補助の関係もありますのでその辺の確認はしなきゃいけ
ないと思います。それから、設置の場所とか時期とかそういうのは、そのとおり時間
が余りないのですけれども、今からそういった物があるのかとか、あとは工事屋さん
が間に合うのかとか、そういったことについても今からになるんですね。それで、春
休みにつければという考え方は私も基本的には持っておりますけれども、いろいろお
話を聞くと、それだけでは難しいのではないかというご意見もあるようですし、そう
なったときに授業の合間を縫ってとかそういったことになるかもしれないということ
です。ただ、できるだけ授業の迷惑といいますかそういったものにならないような形
でとは考えておりますが、その辺も含めていろいろ今度調査といいますか設計とい
いますか、その辺業者の方とも意見を聞いてやっていかなければいけないと思っ
ております。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

本当に今町長おっしゃったように私も心配するところなんですけれども、授業に支
障を来すような工事になっては困りますし、もちろん学校の授業は決められています
からそれを削ってまでやるわけにもいきませんし、そうすると本当に時間は余りな
いんですね。やはりその辺、調査設計早目に動いて、そこはこれからの話ですけれど
も、早目早目でやっていただいて、なるべく本来に来年の夏に、私も气象台の方から聞
いたら恐らくなるやもしれんと、ただ温度はずっと毎年上がっていくので、昨年はず
っと8月雨でしたからそうなるかどうかはわかりませんが、やはり暑いのは来ると私
も伺っております。本当に子供たちの命を守ることになりますし、しっかりと、廊下

につけるとまでは言いません、やはり教室にしっかりとした形で冷房をつけていただいて、もしエアコンがつけば夏休み期間の短縮というのもこれは見える話なんですよ、実は。そういうのも議論の中に入ってきてもいいと思いますし、やはり冬場に暖房を使うというのも、それもあっていいのかなと思いますし、本当に子供たちが安心して学べる環境、そして先生方が心配をしないで授業を受けさせられるような環境を整えていただきたいと。これはやはり行政の責務だと思います。今後とも早目の行動を期待したいと思います。

それから、ちょっとずれるかもしれないんですけども、違った場合は議長とめていただいて結構なんですけれども、町有施設の中で給食センターがあるんですけども、給食センターにエアコンがないと私は思うんですけども、調理の方々が非常に大変だというお声も聞いておりますので、その辺もお含みおきをいただきたいと思います、まず1件目を終了したいと思います。（「2件目お願いします」の声あり）

それでは2件目の質問をさせていただきます。

町有地の有効活用をとということでございます。宮床山田地区の最終処分場跡地については、以前にも先輩議員、そして同僚議員が質問をしてきた経緯がございますが、町有地の有効活用についてさらにお伺いをいたしたいと思います。

1) 現在の処分場跡地の状況を把握なされているのでしょうか。

2) 有効活用という観点から以前にも議論があったようでございますが、その後どのような検討がなされているのかをお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、大和町の一般廃棄物最終処分場でありました宮床山田の最終処分場の跡地の状況でございますが、現在は除草作業やフェンスの周りの支障樹木の剪定処理などを地元へ委託しながら、良好な状況で維持管理しているところでございます。しかしながら、近年、処分場跡地の外周を囲むフェンスがイノシシによりまして壊されまして、敷地内に侵入して地面を掘り起こされる被害が相次いでおります。職員が現場確認をしフェンスの修繕を行っておりますが、被害が繰り返し発生しているのが現状でございます。

また、跡地の活用策につきましては、以前のご質問の際回答しておりますとおり、太

陽光の発電の候補地として検討されたこと、また公園などとして利用する提案がありましたが、条件面などで実現していない状況でございます。

跡地利用につきましては、前にもお答えしているところでございますけれども、町の地域防災計画の中で廃棄物対策の処理体制の中に、災害廃棄物が大量排出された場合に応急の一時保管場所を町有地などからあらかじめ用意しておく必要があると規定されておりますので、維持管理面と兼ね合いがありますけれども、最終処分跡地、さっき言った考えの一つの場所として活用できるのではないかという考え方も持っているところでございます。

以上です。

議長（馬場久雄君）

4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

それでは、再質問いたします。

まず、今の最終処分場跡地の状況、ひどいです。U字溝はすっかり半分以上掘っくり返された土によって埋まっちゃって、フェンスは至るところイノシシの通り道、壊されているんですね。ちょうどイノシシが入るぐらいになっています。それから、シートをかけて土をかけているはずなんですけれども、ほとんどシートに届くぐらいの深さまで、どのぐらい土がかかっているかわからないですけれども、30センチ以上掘り返し。たまたま私、地域の除草作業をされている方々がいるときに一緒に見させていただいて、そうしたら除草作業なんですけれども、イノシシが掘っくり返しているのもまともに平らに刈れないんですね、もうぼこぼこで。そんな状況です。やってもやってもという状況のようなご答弁だとは思いますが、やはりあのまま放っておくというか、あの状態にしておくのは、非常に私はいかがなものかと思います。現在、先ほど渡辺議員のお話にもありましており、豪雨がどこで発生してもおかしくない、そんな状況の中、U字溝がすっかり埋まっていると。ということは、あそここのり面は崩れてくるはずなんです、水、はけ口なくて。その状況で、現在なっている状況で、良好な状態に維持管理しているとは私はとても言えない。町長も多分写真をごらんになったか、現地入りしたかわからないですけれども、あれが良好な状態とはとても思えない。

とは思いますが、今現在のあの状況を見て、町長本当にどのようにお考えですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

どのようにということですが、おっしゃるとおりの状況になっております。あのフェンスを壊すということなんで、イノシシの力が本当にすごいなと改めて思うんですけれどもね。あそこは何か、イノシシですから食べ物あるいはミミズ、そういったものを掘るということに来るんだと思っています。ですから、あそこはああいう状況でいるのであれば、かえって碎石や何かをばっと敷いてしまったほうが掘れないのかなと思ったりですね。掘る場合ですよ、イノシシの対策といいますか。そういったことがいろいろあるんですが、あの状況では決していいなどは全く思っていないんですが、本当にどうしたらいいんだろうというのが、みんなして悩んでいるところでありまして。補修もお願いはするものの、なかなかまたやっても同じだよという状況なので、本当にコンクリートでもかぶせてやらないとイノシシが入ってこない状況にならないような、それは一つのあれですけれどもね。

という状況で、何とかしなければという思いはあるんですが、なかなかいい策が見つからない状況であります。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

私もあの状況を確認させていただいて、本当にこんなにイノシシの被害というのはすごいなと改めて思いました。

そんな中で、じゃあこの状況をどうやったら解決できるのかなと私なりに少し探ってみました。すると、環境省の補助金で循環型社会形成推進交付金というのがあるんですけれども、最終処分場のごみを掘り返してという言い方はあれですね、一回掘って、もう一回処分できるという補助金、もちろんご存じかと思うんですけれども、それあったんですね。今やれと言うんではないですよ。そういうのも一緒に考えていかないと、やはり今町長おっしゃったように、同じことの繰り返し。同じお金が毎年毎年かかっていくんですよ。それをやっぱり打破するためには、今碎石というお話も

あったんですけれども、碎石だとちょっと草刈りのときにひどいかなとか、いろいろ私も草刈りもしますけれども、やっぱり碎石はちょっとどうなのかなと。じゃあ簡易舗装でどうなんだろうと。そうするとガスがどうのこうのと。本当に悩ましい状況であります。

そんな中で、本当にこの循環型社会形成推進交付金、これ使えるなと思いました。ぜひご検討をいただきたい、中身を精査してやっていただきたいと。交付金の額ですけれども、対象事業費の3分の1で、先進的モデル施設だと2分の1というのがあるようでございます。生ごみのバイオガスとかそういう場合にですけれども、使えるものがございます。やはりこういう、ごみに関しては環境省が担当ですからこういう状況なんだ、こういうものがあるんだ、こういうふうになっているんだといった場合、やはり補助金等々の知恵を出してくれるはずですし、そういう方向から入っていくのも私は大事なのかなと思います。

その中でさらにもう1点入っていきたいのは、以前も同僚議員等との質問に太陽光というお話もあったかと思うんですけれども、これはどういう理由でできないのか。その辺、もしわかるのであれば、お伺いをしたいなと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

補助金を活用してということでございますが、そういった補助金を使った方法があればとは思いますが。最終処分する場合には、もう一度掘り出してそれをまた処理するということになってきますので、費用的には、費用のことを言っただけですけれども莫大な費用がかかってくる、あるいは設備が必要になってくるということもありますので、いろいろな角度からという形だとは思いますが、そういった環境省の補助あるいは知恵といいますか、そういったことについてはいろいろ勉強したいと思っております。

太陽光につきましては、いろいろあったんですけれども、光の角度といいますか、そういったことがなかなか採算に合わないんだと聞いたように覚えております。……ということだったと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

私も資料をいただいたときに、県の環境公社の埋立地の再利用で、大規模太陽光発電業者に委託をして、最終処分場を太陽光施設にして、こういうのをやったらいいのになど。もし災害時に電力がなくなったときに、それを例えば協力いただいた宮床の方たちに少し使っていただくとか、そういう考え方は全然できると思うんですね。やはり何が原因でだめなのか、どうしてできないのか。以前町長、できない理由を探すんじゃないかというのとは私も鮮明に覚えております。やはりいろんな角度から考えるべきだと思うんですけども、ここ何年かそのままの状態になっているのかなと思いますけれども、どのようにお考えですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

太陽光についてということですか。（「有効利用についてです」の声あり）有効利用ということですね。太陽光についてはそういうことで、そういう話でありました、当時ですね。今は技術が変わってということがあるのかどうか分かりませんが、小鶴沢の公社につきましては、大型で2カ所、今始まっております、最終処分場の活用として今やっている状況にあります。だから、ああいうことができれば本当は一番といいますか、そういった有効活用という方法がまず考えられるんだとは思っておりましたが、そういうことで、以前に確認といいますかをやった段階では、ちょっとあそこは難しいというお話。これはいろんな事業者さんから言われたわけではないのかも分かりませんが、聞いた段階ではそういうお話だったということです。あとはその有効活用というのはそのとおり非常に有効活用したいということで、公園化とか、あとはドッグランというお話もあったのですが、いろいろガスの問題、今はもちろんそういう状況ではないのですが、下がそういうことで埋め立てですので規制もある中でございますので、そういった中での調整といいますかあれだと思いますけれども、我々も一生懸命考えますし、議員さん方でもそういういいご意見があればご提案をいただければ大変ありがたいと思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

最初のころは本当ににおいもして、地域の方々は本当に大変だったという声も伺っておりますし、今現在は言葉はあれですけれどもイノシシの放牧場みたくなっているという状況でございます。本当に何回直しても、恐らく多分イノシシが全部いなくなる限り堂々めぐり。やはり何かするのであれば、あそこは本当に土じゃなくして簡易舗装なり何するなりして、もうイノシシが来られないように、要は来ないようにするように考えるべきじゃないのかなと、もうとっくにそういう時期は来ているのかなと思いますし、やはりああいうところこそ有効利用して行って、町民の皆さんにお示しをするのが非常に町頑張っているなと思われることでもありますし、まして地域の皆さんにもご理解をいただけるのかなと思いますので、なるべく早目に研究なり検討なりしていただいて、早目に決着をつけていただきたいなと思ひまして、2件目の質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)
答弁要りますか。(「総括して、はい」の声あり)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

繰り返しになりますけれども、跡地利用というのは必要なんだということは十分認識をしております。そういった中でいろいろご意見いただいておりますけれども、有効な活用ができる方策を、いろんな方のご意見を聞きながら探してみたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩します。
休憩の時間は10分間とします。
再開は2時15分といたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

大変失礼いたしました。3件目の質問をお願いします。

4番馬場良勝君。

4番 (馬場良勝君)

それでは、3件目の質問をいたします。

都市計画税は納税者へ還元されているかでございます。吉岡地区を中心に土地区画整理事業などによるまちづくりが行われ、新市街地の区画道路や施設の一体的な整備により良好な都市環境が形成されているところであります。しかし、従来からの市街地である吉岡地区中心地などの整備は、私から見れば依然としておこなわれているところでございます。特に、生活道路となる歩道のない町道や町道に認定されない私道がございます。常に交通安全や生活面などで安全性や利便性に不安があるところでございます。固定資産税や都市計画税など大きな負担をしているところから見ても、均衡ある道路や施設の整備をされることが急務であると考えているところであります。そこで、以下の点をお伺いいたします。

- 1) 直近5年間の都市計画税の収入の推移と主な使い道は。
- 2) 今後どのような整備が必要と考えていらっしゃるのでしょうか。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、都市計画税の収入推移と主な使い道についてのご質問でございますが、都市計画税につきましては都市計画事業や土地区画整理事業の費用に充てるため、都市計画法に指定された都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し昭和50年度分から固定資産税の課税標準額の100分の0.2を税率として賦課を行っております。

直近5年間の都市計画税額の推移でございますけれども、平成25年度には2億487万円、26年度2億1,065万円、27年度2億2,112万円、28年度2億3,242万円、29年度2億3,994万円でありまして、年々微増しているところでございます。このことは、工業団地への企業立地と相まって住宅系の土地区画整理地への定住人口が増加していることのあらわれであると考えております。都市計画税の主な使い道につきましては、予算審議の際に説明書としてお示ししておりますが、公園整備事業、コミュニティー施設整備事業、下水道事業特別会計繰出金、公債費、これは都市計画事業分でございますが、などに充当しているところでございます。

次に、今後どのような整備を必要と考えているかに関しましては、第4次総合計画の第5章便利で快適に暮らせる定住のまちづくり、第1項市街地整備の促進の中でも示しておりますが、取り組みといたしましては中心市街地、周辺市街地におきまして現在実施しております既成市街地内における生活道路網の整備といたしましての舗装改良工事、側溝清掃、除草等の維持管理や、下水道普及の促進事業としまして公共まです設置、末端管路の布設を行ってまいります。また、これからといたしましては、これも総合計画に掲げております地区計画に基づきます良好な市街化形成、これは周囲の自然と調和した潤いのある良好な住環境の維持形成、こういったものを目標に定住環境の整備を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

議長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4番 (馬場良勝君)

ただいまご答弁をいただいたところでございました。以前にもさまざまな議員さん、先生方が質問をなされていると私も認識してございます。やはりそれでも、例えばですけれども、自衛隊から中町までの路線のひだまりの丘とか、あとは現在のSEIYUのところのちょっと変則的な細い道路、あそこは今お年寄りの方が、何ていうんですか、押し車みたいな買い物車みたいなのを押しながらその横を車がずっと通っていくと、現在そういう状況でございます。非常に私は危険だと思います。そんな中、やはりあのまま、現在のままずっときているのかと。一部舗装とか側溝にふたとかしていらっしゃるとは思うんですけれども、やはり危険は早目に除去をしなきゃいけない。まして今、吉岡の中心地区は高齢化が進んでおります。歩いて買い物に行く方も多い。

自転車で行く方も多い。その中で、やはりほかから来た方たちは車で買い物に行くわけですね。地域のそういう特性もわかりませんから、スピードも出して走っていくと、そんな状況です。そんな中で、なかなか今決して財政が非常に悪い状況では私は大和町はないと思います。そんな中で、もちろんあそこは自衛隊からの道路ですから、防衛省の補助も使えるのかなと思うところでもありますけれども、なかなか進まないと感じるんですけれども、優先順位なのかそれとも町長、お膝元だからだんだんゆっくりでいいんだと思っていられるのかかわからないんですけれども、なかなか吉岡地区は進まない、そのように感じるんですけれども、どのようにお考えですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

吉岡地区の道路ということだと思いますけれども、県道であつたりということもありますので県の部分もあると思っています。町の部分もちろんあるわけですが、確かに整備といいますか、道路が細いといいますかね、家がもう建っているものですから、そこから広くするということがなかなか難しかったりということがあります。部分部分で土地を協力いただけるという部分については歩道をつけたりというような、変則な部分になったりもしておるところがあつて、なかなか十分かというところはまだ追いついていないのが現状だとは思っております。私の地元とかそういうことではなくて、優先順位といいますか、どれが優先というのは全部優先あるんですけれども、そういった中での優先順位なり、あるいは、結果的に優先順位なんだろうけれども状況が悪いですとか、そういったものの中で順次やっていっているところです。追いついていないという現状といいますかそういったものについては、まだまだ広くあつたほうがいいなというところがあつたりというのについては、私も認識はしておりますけれども、なかなか一遍にできないという状況がありますので、こういったものについて、少しずつではあつても計画的にやっていかなければいけないとは思っております。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

都市計画税ですね、吉岡地区の方、そしてみじ、杜の丘の方たちですか、徴収されているのはそこの方たちですね。ましてや吉岡の方たちはもう既に40年ぐらいこの税ができてからたっていると。その間ずっと取られているというあれはあれですけども、納めていらっしやると。なかなかその納めたものが目に見えてこないというのも、これは事実なのかと思います。40年という結構長いですよ。私43歳なので私の3歳のころからずっと納めていらっしやる。それでもなかなか自分の家の前の道路が直らないとかそういうのがあると、じゃあ納めなくていいんじゃないのという人が中には出てくるかもしれない。まして今、不交付団体になって、じゃあわざわざ私たちが納めることはないんじゃないのという考えを持つ方が出てくるやもしれませんよ、これは。やはり見えるように、看板をここはこの税金でここをつくりましたとかそこまではやらなくても私はいいと思うんですけども、ある程度町民の納めている皆さんに、皆さんの税金はこのように使われているんですよ、だから必要なんですよというの、これは町の、要は執行部の役割じゃないかなと。やはり、何で取られているのかわからないものに関しては、今の時代皆さん疑問符を持つんですよ。じゃあ納めなくていいんじゃないかという端的な理論になる可能性もあるんですよ。やはり、その辺をもう少し見えるように、わかりやすく、そして自分から税金を納めていただくようなシステムにしていくのが、これは務めじゃないかと思うんですけども、町長どのようにお考えですか。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

なかなか見えないということですが、ここは都市計画税がどのぐらい使っていますというような表示がなかなかできていないのが現状です。そこまでは現実的にはなかなか難しいのかなと。そういったことで議会の皆さんには、冒頭も申し上げましたけれども、そういったものについて公園事業にどのぐらい使っています、あるいは下水道にこのぐらい使っていますということで、充当率も全部、全額もちろん使っているんですが、事業の半分ぐらいですかね、都市計画税、そういったもので、見えない部分が多いかもしれませんけれどもやっているのが現状なんですね。これを皆さんにお知らせするというか、どういった方法でという、なかなかここに使っていますと、公

園だよといっても公園のどこだと言われるとまた難しいところがあったりするんですが、確かにどういうふうに使われているのかなという思い、そういったことがあると思っ
ていまして、これは都市計画税に限らず、税金の使い方というものについては住民の人たちにも
もちろんわかるようにということで、広報等でやっている現状がありますけれども、なお
そういった中での工夫とかをして、こういった使われ方をしていますということが少し
でもわかるような努力、工夫はしていかなければいけないと思います。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

本当にこの時代ですから、少し話それましたけれども、税に関してはご努力をいた
だいて見える化をしていただいて、やはり納める方が納得をして納めていただくよう
にしていくのが、これは責務だと思います。本当に努力を期待します。

また、最後に時間がないのでお伺いしておきたいんですけども、私道なんです
けれども、道路沿いに5戸の家があった場合には舗装工事費の補助をするという制度
があると思うんですけども、今40年たって、要はお年を召してから、さあ、じゃあ
道路を直すからちょっとお金出そうよと言っても、なかなかこれは厳しいのかなと思
います。そんな中で、ある程度制度自体が相当の年数たっています、40年。緩和とか、
それとも町の助成を少しふやすとか、時代に合わせてこういうのも考えていくべきで
はないのかなと私は思います。やはりその時代に即したというか、昔吉岡の道路の絵
図面も恐らくあるやに思いますけれども、それも少し手を変えながら今の時代に合っ
たある程度、なかなか買収というところにはね、お家が建っているところですよ、そ
ういうところの買収というのはなかなか厳しいもの、難しいもの、あるかもしれませ
ん。しかし、これからやはり新たなまちづくり、吉岡を私は本当に頑張ってほしいと
いうか中心は吉岡なんだろうなと思ってございます。やはり道路がよくなければ人が
来ませんし、駐車場がなければ人が寄っていったってお金をおろしていかないんです
ね。やはりその辺もう一度ですね、本当に町長、しっかりと考えていただいて、考
えてい
らっしゃるんでしょうけれどもさらに考えていただいて、まちづくりに力を注いで
いただきたい。吉岡の道路等々を直していただきたいなと思うんですけども、最後
にご決意を伺って一般質問を終わりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
道路の整備ということにつきまして、基本だと思っております。これは吉岡に限らず、そういうことが、直していくといいますか整備というのは大切なことだと思っておりますし、町としての基本的な取り組みだと思っております。いろんなケースがあるというお話だと思っております、私道の件とかそういった件。どういったケースなのかわかりませんのであれですけれども、基本的なことは基本としてありますけれども、ケース・バイ・ケースでいろんなことがありますので、そういったことについては具体的にいろいろ、そういった事案があるとすればご相談をいただいて、できること、できないこと、もちろんあるわけですけれども、そういったことは基本は基本として守らなければいけませんので、そこを大事にしながら、いろんなケースにつきましてはいろんな対応、考え方をもって取り組むということは大事なことだと思います。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）
本当に町民のためと、その1点が私はベースなのかなと思いますから、今後ともさまざまご努力をいただければと思います。
以上で、私の一般質問を終わります。

議 長 （馬場久雄君）
以上で、馬場良勝君の一般質問を終わります。
次に、5番槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）
本日最後の一般質問をさせていただきます。
それでは、通告書に従いまして、私からは町長に2件質問をいたします。
1件目は、「居宅での暮らしを支える事業」での利用できる対象者の拡大をです。

介護認定（要介護1から5、要支援1から2）を受けた人は、認定の度合いで介護保険を利用し各種サービスを受けることができます。各種サービスのうち、居宅での暮らしを支える事業では、福祉用具の貸与（要介護1から5）、介護予防福祉用具の貸与（要支援1から2）や、特定福祉用具販売（要介護1から5）、特定介護予防福祉用具販売（要支援1から2）や、住宅改修費支給（要介護1から5）、介護予防住宅改修費支給（要支援1から2）があります。

高齢者の中には、介護認定を受けていない方は少なくありません。住宅改修で段差の解消や手すりの設置などを行うことや、福祉用具の貸与・販売で転倒防止用具を使用することで思わぬ事故（転倒）などで、これからも介護認定者にならず、安全・安心で住みやすい暮らしをしていくことができます。

介護予防住宅改修費支給サービスなどは、介護保険（介護認定）対象者以外でも独自に補助をしている市町村もあるとのこと。

我が町も、居宅での暮らしを支える事業を利用できる対象者を、介護予防・生活支援サービス事業対象者まで拡大すべきだと考えますが、町長の所見をお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの居宅での暮らしを支える事業を利用できる対象者の拡大ということをございました。

介護保険制度におけます要介護、要支援も含めてですが、介護の認定者数は高齢化率とともに伸びておりまして、それに伴って医療及び介護のニーズもふえている現状でございます。

ご質問にありました住宅改修費の支給につきましては、介護が必要な方が住みなれた家で自立した生活を送ることができるよう、要介護、要支援認定を受けている方に対しまして必要性に応じた手すりの取り付けや段差解消など、厚生労働省が認める住宅改修を行う場合に介護保険給付として支給されるものでございます。

本町におきましては、町内にお住まいの高齢者やその家族等から介護保険や住宅改修等について問い合わせや相談があった際に、利用を希望するサービスに応じて申請方法等を説明しております。その際、要介護認定申請とするか、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者として判定を行うかを判断いたしましたし

て、必要に応じたサービスにつながるように努めておるところでございます。

このことから、現段階におきましては、介護予防住宅改修を含めた住宅で暮らしを支える事業の対象を介護予防・生活支援サービス事業対象者まで拡大するという事については、その判定をやっておりますので、そこまでは今の段階では大丈夫ではないかと判断をしております。

議 長 （馬場久雄君）
槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）
それでは何点か質問させていただきます。

今の答弁の中で、要介護認定者数が高齢化率とともに伸びていますというお話を聞きました。今現在大和町といたしまして、要介護、要支援及び介護予防・生活支援サービス事業者対象者というんですか、要は要支援と要介護になれなかった方が何名いるのか、教えていただきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
30年7月時点でございますが、介護関係の認定者につきましては1,113名、あと介護予防・生活支援サービス対象者が23名で、受給認定者、有資格者数は1,136名でございます。

議 長 （馬場久雄君）
槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）
今の介護認定者数1,113名ということでした。今、7月末現在75歳以上の人数をちょっと教えていただいたところ、約3,179名ですか、75歳以上。約35%の人たちが介護認定者であるというお話を聞きました。65歳で見ますと6,182名、17%くらいがおられると、介護認定ということでございます。

そこで、今回このような質問をなぜしたかと言いますと、今の介護認定、要支援度を受けた方に関しましては、住宅の改修費とかが支給というか、全額ではないんですけども一部負担で改修することができます。ただし、介護認定を受けなかった方、受けられなかった方でも、要は住宅改修、特に階段とか手すりはこれから、先ほど一番先に述べたように、これからそれだけの年齢いっていますから、安全に暮らすためには、やっぱり段差とか、特に昔の家に住んでいる方ですとどこに行くにも廊下から和室に行くにも全部段差がある。うちの家もそんな感じなんですけれども、それにつまずいて転んで、それこそ今は介護認定要らなかった方が要るような場面が出てくるのではないかなと思って、介護認定を受けていない方でも町独自でその辺の補助、助成ができたらいいなという思いで質問いたしました。先ほどの答弁の中で、介護予防・生活支援サービス事業対象者としましても、必要に応じたサービスにつながるように努めておりますというお話をされました。私が、パンフレットで住みなれた家とか介護予防に取り組もうという冊子があるんですけども、この中のページで言うと、持っているかどうかは別ですけども、その中のパンフレットの中では、介護予防・生活支援サービス事業者対象者というのは訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援ということで見守りの栄養改善とかも、配食サービスが受けられるようなことは書いているんですけども、住宅改修に関しては一切のそういう記述がないんですけども、この介護予防・生活支援サービス対象者というのは住宅改修に関してはそのようなサービスは受けられないと私は捉えていたんですけども、それで間違いがないのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その内容につきましては課長のほうから確認させます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

槻田議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほどお話しされました介護予防・生活支援サービス事業の中には住宅改修については入っておりません。

議 長 (馬場久雄君)
槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

私の考えというか調べた内容と同じであるということだと思います。

そこで、だから私は住宅改修も国の補助金の制度もあるんでしょうけれども、住宅改修も町独自でできないのかなと思ったので質問いたしました。ただ、先ほどの答弁を見ますと、居宅での暮らしを支える事業の対象者を介護予防・生活支援サービス事業対象まで拡大する必要はないという形で捉えたんですけれども、それはどのような理由でそう捉えたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほど申しましたが、要介護認定あるいは要支援認定対象者以外につきましてもそういった形でチェックをして、そしてこの介護予防・生活支援サービスが受けられるということですので、それでそこでできるという判断の中で申し上げました。ただ、今おっしゃった住宅については入っていないということですから、ちょっとここでは違ってきている状況になります。

議 長 (馬場久雄君)
槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

まさにそこが私はネックではないのかなと思ってこのような質問をしたんですよ。と言いますと、町長のお考えといたしましては、あくまでも介護認定された方のみ住宅改修は対象にすべきであると、今までどおりですね。今までどおりというか国の方針どおりであり、あくまでも介護認定者を受けられなかったとか、はじかれたと

いうと言葉悪いですね、まだ大丈夫ですよという方は、あくまでももう少し下の軽い訪問型とか通所型とかそのようなサービスだけで、住宅の改修までは行う必要はないのではないかという考えで捉えてよろしいのかどうか。その辺ちょっと再度お聞きしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは判断の基準が必要なんだと思います。おっしゃるとおりこの制度の中には入っていなかったということで、チェックしたところですね、だから入れなかった人全部にそういう補助をしていいのか、していいのかという言い方も悪いんですが、そうした場合にやっぱり基準が必要なんだと思いますね。そういうチェックなり何かをして、そういった基準を設けた中で、もしやるとしても、そういったものがあって、年齢がいったから全てではなくて、そういったチェック体制というのは、チェックといいますか何というか基準といいますかね、そういったものは必要なんではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

まさにそのとおりでございます。ですから私はその対象者をこの要介護認定申請した人、当然認定できなかった方がこの介護予防・生活支援サービス事業対象者になるのではないかと。なおかつ、ここに申請されたということは、当然県の介護認定は、多分最終的には町は県とか黒行とか絡んできますけれども、その前に当然町の職員とか保健師ですか、その辺ちょっと詳しくは、市とあれとで違ってきますけれども、ヒアリングして、それこそいろいろ年齢はとか誕生日はとかその辺聞いてその人の度合い、あとは自分のかかりつけの医者から診断書がとれるかどうかを見て認定の度合いを決めるかと思うので、その中で判断してもらえればいいのかなど思っただけです。当然そこでヒアリングしますから、この人はまだ要支援1までいかないけれどもちょっと足がおぼつかないとか、ちょっと足腰が弱いなという方であれば、もうそ

の時点でチェックできるかと思っ、あくまでもその対象者をこの介護予防・生活支援サービス事業対象者、要はあくまでも75歳以上とかそういう65歳以上じゃなくて、町のほうに、足腰なのちょっとぐあい悪いとか相談に来た人たちであれば、当然町のほうもその辺いろいろヒアリングするからその人の相談事によってそのような形で支援できるのではないかと思っ、このような私の考えなんですけれども、それにつきまして町長から何かご意見なりお考えがあれば、お聞かせしたいと思っ。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
梶田議員さんのお考えはちょっと済みません、私勘違いというか食い違ったところもあったかもしれませんが、そのことについてはよく考え方としてはわかります。

議 長 (馬場久雄君)
梶田雅之君。

5 番 (梶田雅之君)
私も長々とくどく言うことはありませんので、そういうことが私の思いであるというのは、何かの機会または当然周りの方にそういう年配の方、または介護認定を受けなくてもやっぱり、この前階段につまづいてけがして骨を折ったとかそういう人のご意見を聞きながら、どういう、対象者を絞るといのは大変難しいことですので、いろいろその辺ご検討くださればと思っ。

最後に、何か町長のこの件につきましての統括したご意見ありましたらば、お聞かせください。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
介護認定ということで要介護ということなんです、今は支援という形でその前段

の予防といいますかそういったことが大切になってきている時代でありますので、そういったことも踏まえながら、今後いろいろ考えていかなければいけなくなってきているんだなと思います。

議 長 （馬場久雄君）
槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

以上で、1件目の質問を終わらせていただきます。

2件目の質問は、コンビニ交付の早期導入をです。我が町は若い世代が転入などにより人口がふえました。また、新たな団地造成の予定もあるとのこと。ことしの4月からはコンビニで町税等の納付ができるようになり、団地の方々からは大変評判がよろしいです。

若い世代は共稼ぎ世帯が多く、住民サービス、利便性の観点から、コンビニ交付（住民票、印鑑証明、納税証明、戸籍等）の早期導入を求めますが、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、コンビニ交付の早急導入についてであります。現在、県内35市町村のうち、コンビニ交付を導入しているのは仙台市を含めて12市町、10市2町で、うち平成30年度より実施は2市が行っているところでございます。

質問にありますとおり、若い世代においては共働き世帯が多く、住民サービス、利便性の観点から早急にコンビニ交付を導入してはとのこととございますが、実績のある市町におきましてコンビニ交付の実用実績は、窓口交付に対して平均1.8%となっております。コンビニで証明書の交付を受けるためにはマイナンバーカードを作成する必要がありますが、マイナンバーカードの交付率は7月末で県内平均10.9%であり、大和町では9.4%となっております。平成27年10月に制度が開始されまして平成28年1月のカード交付開始には1,141件の申請があり、平成29年1月末には2,591件まで伸びましたが、その後は年間350件程度にとどまっております。7月末では申請件数

が3,142件となっております。コンビニ交付実施市町においても、マイナンバーカードの交付数は微増の状況にありまして、コンビニ交付の利用率が伸びない原因の一つでもあると考えております。

なお、総務省では、マイナンバー制度の導入により公的な各種手続等においては簡素化を図ることとしていることから、各種証明書を不要とするケースもあり、今後窓口における証明書の発行件数は減少傾向になることも予想されております。しかし、コンビニ交付を行うためのシステム改修費2分の1、これは上限6,000万円ですが、この2分の1と保守料、J-LIS、地方公共団体情報システム機構というそうですが、J-LISに支払う負担金、あとコンビニに支払う発行手数料1通115円、これが3年間特別交付税で措置されますが、その後については全て町で負担となります。そして、その申請につきましては平成31年度までが対象となりますことから、費用対効果や近隣自治体の動向を見きわめながら引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（馬場久雄君）

梶田雅之君。

5番（梶田雅之君）

それでは、また私から何点か質問をしたいと思います。

まずは一番重要なところから言いたいと思いますが、この質問というのは去年の3月に同僚議員からも出ております。やっぱり一番気にしているのは、この地方財政措置が平成31年まで対象となる方針であると。これは1年間延びて31年になったんですけども、この話というのは、また来年まで延びるとかそのような話が総務省のほうから今出ているのかどうか。あくまでも31年で打ち切りなのか。やはりそこがやっぱり私は一番気にしているんですよね。もう来年度までに申請しないとこの制度はなくなるというのであれば、ものによってはこれからいろいろと話し合いしていきますが、半分助成とかありますから、わざわざ捨てる必要はない、捨てる必要という言い方はあれですね、やるならば来年度であるということが私の一番今回質問した内容なんですけれども、その辺何か総務省から情報があるかないか、もしわかるのであれば教えていただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
現在聞いているところにつきましては、31年度ということでの情報しか今のところ
ないです。

議 長 （馬場久雄君）
槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

ということだと、来年度中に申請しなきゃいけないということを前提にちょっと
お話ししたいと思います。

今まで答弁の中でいろいろコンビニ交付での割合とかマイナンバーの交付率の話
されたかと思います。当然コンビニ交付するに当たってはマイナンバーが必要である
ということで、大和町は9.4%であると。私のちょっと古い資料なんですけれども、
平成29年度8月末時点の資料なんですけれども、交付率が一番いいのが宮崎県都市
で21.7%。これはあくまで平成29年度8月31日現在ですね。そして、町で言いますと、
全然比べる対象ではないんですけれども、人口が353人しかいない村なんですけれども、
新潟県粟島浦村で42.2、そして町のほうで言うと40.8というのがまた大分県のほうで
もあります。人口がやっぱり1万くらいいる町で言いますと、茨城県のほうに町があ
るんですけれども。じゃあ都市が、当然都市ですから人口16万7,000人くらい
いるんですけれども、なぜこの21%まで高いのかなと思うと、やっぱり取り組みしてい
るんですよ、自治体としまして。どのような取り組みかと言いますとさほど難しい
取り組みではなくて、タブレットを活用して無料で写真を撮って申請してあげるとい
うお手伝いをしているということもあるそうです。あとはいろいろPRしているとい
うこともあって、その辺の影響があって20%を超しているのかな、当時でもですね。
あとはどうでもいいというか、カードケースのプレゼントとかをやっているんですよ。
我が町として、確かに9.4%なんですけれども、その取り組みについて今はどのよう
な取り組みをしているのか。当然これは上げる必要があるかと思うんですけれども、
当然町長の考えとすれば、まずはマイナンバーカードはもう少し交付率を上げるべき
であるかどうかということで、じゃあ上げるためにはどのようなPRなり、上げるこ

とを考えているのか。もしあれば、ちょっとその辺お聞かせいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

マイナンバーカードの交付率を上げるために、さっき言った都城市さんがやっているような物をプレゼントするとか、そういった状況ではございません。町では広報等での周知といたしますか、そういったやり方だけになっています。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

ほかの自治体を見ましても、県単位でも見ましても、そんなに高いところは高くても11、12くらいですか。あとは大体そのような7%とか、あと6%の町もありますのでそのような形ではあると思いますけれども、このマイナンバーカードというのは本来大変便利なカードなわけですよ。当然それが目的で国で一人一人に番号をつけているということもあるかと思うんですよね。当然、中には行政の面から言いますと、各種証明書のこととか、あとは身分証明書及び就職とか転職、出産、育児とか、あと、中には病院と連携していろいろそのようなこともできるし、付加サービスとしまして民間でいうと、会社でいうと社員証がわりにもなるし、入退所の管理もできると。当然オンラインバンキングとかいろいろできるということだそうです。ですからもう少し、何ていうかな、当然これは国としてPRすべきことではあるとは思いますが、町としても独自にPRしていくべきではないのかなと思っています。私もちょっと今回は調べるまでわからなかったんですけども、カードといっても中にICカードが複数あって、それが国向け用、行政向け用とかといろいろ分かれているみたいなんですよね。だから、その一部を本当に自由に使っていい部分もあるということだそうです。それで、やはりどうしてもやっぱりどちらが先か、コンビニ交付のほうを先にやることによってマイナンバーがふえるのか、やっぱりマイナンバーをやることによってコンビニ交付が先になるのか。その辺いろいろあると思うんですけども、やはり個人カード、マイナンバーカードはもう少し町としてももっとPRすべきではないの

かなと思っております。なおかつ、国としても、ワンストップサービスといいましていろいろな児童手当、保育や母子保健、ひとり親支援とか、そういう形でいろいろ結びつけようという努力もありますので、これは当然いろんな意味でこれからも普及していくべきであると考えますが、その辺町長お考えあれば、お聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

マイナンバーカードというものについての考え方ですけれども、現段階で利用できるものが、比較的利用率が少ないということがあるんだと思います。いろいろ活用の幅があって将来的に、今も使えるところはあるんでしょうけれども、そういったものがどんどん将来的にはふえてくるのかもしれませんが、そういった状況になってきたときにマイナンバーカードの必要性というのがみんなどんどん認識されてくるんだろうと。今、将来的なことについてはあるんですけれども、今現在余り利用価値がないといったら語弊あるかもしれませんが、そういった状況でありますので、なかなか普及はしていかないということなんだと思っております。前の住民カードなんかもそうで、あれについても結果的になかなか伸びなかったといいますか、状況がございました。今回のマイナンバーにつきましては、あれとはまた違った形だと思っていますので、将来的にはそういった使うことよっての利便性が大きく伸びるんだと思っています。国として取り組んでいるわけですから、町としても取り組んでいかなければいけないとは思っておりますが、なかなかそのアピール性がまだまだ足りないといいますか、そういった部分はあるのかなというのが、これは個人の思いですけれどもあります。そうは言いながらも、やっぱり合同で周知するとか、そういった中で、皆さんにつくっていただくような町としての対応といいますか、それは必要だと思っておりますので、今後もやっていきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

あと、答弁の中で、最後のほうですね、近隣自治体の動向を見きわめながら検討し

たいという話をされました。これもちょっと古い資料もあるんですけども、今コンビニ交付のサービス、平成29年8月31日、これはもう1年前の資料なんですけれども、430の自治体で7,693万人がサービスを受けられると。平成30年8月20日現在では、538団体で導入されていると。人口のほうはちょっと調べられなかったんですけども、あらかた大きな市は導入しているかと思うので、約9,000万人近い方が利用できるのではないかなと思っております。今の日本の人口は約1.3億人、1億3,000万人くらいいます、から考えますと、70%の人が利用できるわけなんですよ。なおかつ総務省のアンケートの中にこのコンビニ交付を予定していますかどうかというアンケートをとったそうです。そうしますと、3万人未満の市町村、約578団体近くがあったんですけども86%は予定はしないという統計が、それはもう1年前の話ですね、というデータが出ております。当然理由としましては、予算のめどが立っていない、あと、費用対効果でいかなものかという話がされたそうです。大和町から近隣といいますと、特に当然大都市の仙台、大崎、富谷はもう導入しております。そして多分なかなか難しいと思われる、これは失礼な言い方かもしれませんが大郷、大衡は多分3万人超していませんからその中に入るのかなと。我が町大和町は、ちょっと3万人はまだ届かないですが3万人近いということもございますので、近隣の自治体の動向を見きわめる時期ではないのではないかと。もうあらかた導入しているということでもあります。当然我が町の就業の地域を見ますと、まず仙台、富谷も少しあるんですかね、あとは工業団地とか大崎とか、もうコンビニ交付を導入しているところに勤めている方が多いのではないかなと思っております。この費用対効果からいいますと、当然余りメリットはないと私は思います。なぜかといいますと、利用する方が限られているのではないかと。当然なかなか時間がとれない方、先ほども最初に述べたように共稼ぎ世代の方とか、あとは働いている方々以外はなかなか、利用しなくても役場に来ればいいですし、あとは当然出張所とかも利用できるということもあって、利用する方はある程度限られてくるのかなと思ってます。なおかつ住民票とか印鑑証明書、ちょっと私も記憶が薄れているんですけども、昔は各宮床、吉田、鶴巢、落合に、出張所だか連絡所があった時代があったと思うんですよ。その人件費に比べたらこの費用というのは、その費用のシステムの件はこれからちょっといろいろお話ししたいと思いますが、考えたら安いのではないかなと。その人たちがコンビニに行って、もうコンビニはできていますから、あとは市町村の中に大和町というのを選ぶだけと。あとは多分どこの自治体でも大体使い方は同じだと思うんですよ。あとは、サービスを受ける中で付票とかのいろんな証明書の欄があるかないかだけで

ございますので、そういう意味ではもうそろそろ一歩も二歩も踏み出していい時期ではないのかなと。特に3月の時点でそのような質問がありまして、それからいろいろな調査研究されたと思いますが、その後どのような調査研究して、いまもまだこれから調査研究していく考えなのか、あれから一歩も二歩も先に進んでいると思っているんですけども、その辺何か変化なり、今の状況とかがもしあれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町のほうでもいろいろシステムとかの研究といいますかやってきているところではございまして、その辺についての調査といいますかそういったことをやっております。保守費用につきましては大体年間700万円ぐらいという、700万円弱でしょうかね。また、システムにつきましては5,000万強ぐらいになるのではないかと。半分補助になりますので2,500万ということになると思います。あと700万円につきましては3年間でしたか、そういうことで、それ以降は各自治体でということでございますので、それらについての考え方等ということになるのかなということもあると思っています。費用対効果というのを単純に割り出すだけではない効果というのがあるんだと思いますけれども、例えばいろんな市があって、1通当たり1万円かかっている、計算上です、なったりというところもあったりする中で、その費用対効果の見方、さっき出張所のお話と対照にされましたけれども、そういった見方もあるんだなとは思いましたけれども、出張所にしてもそれは発行だけではないので、いろんな仕事がある中でございますから、ただ単純な比較はできないと思いますけれども、ただいろんな見方といいますか考え方があると思っています。あとは、さっき言いましたやっぱりカードの普及率ということもあるんでしょうし、時期的につきましてはそういう31年ということがございますので、町としての考え、判断しなきゃならない時期、総務省でまた延ばせば別ですけども、そういったことの時期だと思っていますが、なおいろいろそういった情報あるいは資料、そういったものを集めながら考えてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

今のお話で、システム改修費のお話をされたかと思います。前回の議事録なり答弁の中でちょっと調べたんですけれども、大和町の場合、住民票、印鑑のシステムを変更する、改修するときは2,900万くらいかかると。ほかの自治体は平均1,800万であるという話をされたかと思います。大和町全体で3,700万であるという話をされたかと思います。私はこれから今までもずっと、去年あたり、おとしあたりじゃないですかね、やはりこれからのいろんな補正とか予算の中で結構占めているのがシステム改修費ではないのかなと思っているんですよね。なおかつ、なぜ今回大和町がほかの自治体に比べて高いのか、それはいろんな業者なりいろんなお話し合いとかがあって高いのはわかるんですけれども、今回、6,000万なんですか、1,000万上乘せされていますから、その分改修費が出るのであればこの機会にある程度ほかの自治体と同じようなもの、再構築ですか、当然その間お正月休みとかになるかもしれませんが、その考えも一つではないのかなと。何かシステム改修費というのはすごく毎回お金を取られているなど。ほかの自治体も当然取られているのはわかるんですけれども、ほかの自治体に比べてうちのは何が違うのかというと、多分業者が違うんでしょうね、入れているシステムが違うのか。周りは自前でつくったとかという話もあるようなんですけれども、やっぱりほかの自治体に比べて高いというのは何かしら欠点、そのほかにメリットがあるかと思いますけれども、その辺今、平均に比べてうちの改修費が高いという、前回そういう答弁をされたと思うんですけれども、それについては何か町長のお考えなり、うちのシステムはこれが最大の売りだよとかそういうのがあったらちょっと教えていただきたいんですけれども、わかる範囲で教えていただければと思います。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

このシステムにつきましては、それぞれいろんなメーカーさんとかある中で取り組んでいるわけですが、うちの場合は昔から今のメーカーさんとやってきて、独自の構築ということもありました。それで、それに合わせた形のものの改修という形になり

ます。高いばかりではなくていいときと、いいといますかそういった、この場合はこちらのほうがいい、この場合はこちらのほうがいいということがいろいろあるようです。したがって今回のを見ましても、コンビニのときには比較的安価、今回は少し高目、ほかと比べてですよ、単純に金額だけ比べます。そういうことで、システムの、何といますかつなぎぐあいというんでしょうか、よくわかりませんが、そういうものでいろんなケースが出てくるようです。したがって、うちが一番高いということではなくて、トータル的に見たときにはまた違った計算になるのかなど。これを全部かえるとなるとこれはまた大変な話になってきますので、これについてはちょっと難しいのではないかと。やるとしたら本当に、何といますか何年もかけた中でやっていくという形になると思います。

そういうことで、うちだけが特別高いということではなくて、いろんなケースがあってそういった金額の差が出るということです。ただ、システムの変更というのは、おっしゃるとおり必ずとんでもない金額だと私は勝手に思っているんですが、システム変更しないほうが、人でやったほうが安いんじゃないかと思うような、場合によってはそんなこともあったりする状況であるので、この機械の改良といますかこのシステム変更については本当に間違いなくやっているんですが、何となく金額だけ見ると、何かこんなに何でと思うところが個人的にはありますけれども、内容は全然問題ないところです。

議 長 (馬場久雄君)
梶田雅之君。

5 番 (梶田雅之君)

あらかた私の質問、疑問点なりは答弁、意見交換できました。

最後になりますが、昔私が大和町に住んでいたころ、いろんな住民票とか、子供が生まれたときも、住民票とかいろいろな所得証明書をとるときというのは、わざわざ会社を半休なり早退してとっていた時代でございます。ただ、このコンビニ交付ができることによって、本当に働いている人から言わせれば、会社が仙台なり大崎でもどこでも住んでいてすぐ何かしら証明書を持ってこいと言われた場合、ちょこっと10分行ってコンビニに行って、カードを持っていればですよ、あと暗証番号を打って選んでいけば、もうすぐ出せると。本当にこれは便利な機能だと思うんですよ。なおかつ、先ほども言ったように、確かに恩恵を受けるのは一部の人かもしれませんが、今まで

のこういう町のいろんな政策を見ますと、どうしてもお年寄り向け、子育て世帯とかというのは結構な支援がされていると思いますけれども、本当に純粋に共稼ぎで働いている人たち向けというのはなかなかそういう意味では余り恩恵がないという言い方悪いですが、余りないのかなと思っております。ただそういう意味で、この今回のコンビニ納付にしましても、ちょっとほかの地区はわかりませんが、もみじ、杜の丘の人たちは大変喜んで、本当に楽でいいねという話もされました。コンビニ交付も同じようなことが言えるかと思えます。違うのは、夜中の23時までかな、本当の真夜中は使えないはずなんですよね、コンビニ交付というのは。使えないだけなんですけれども、本当にそれこそ昼休みなりちょっとコンビニに行ったらすぐ証明書ももらってきますよと、すぐ会社のほうにも出せるという意味で、当然働く人もメリットがありますし、実際に企業のほうもすぐ証明がもらえると。大和町の人であれば証明書をすぐとってくれるよねという話もあるかと思うので、当然それに当たってはさっきのマイナンバーカードが必要になるんですけれども、そういう意味で早急に、先ほど話はそんな後ろ向きの答弁ではなかったとは思ってはおりますが、その辺も踏まえて、最後に町長のお考えなりあればお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
こういったコンビニを使ってといいますか、コンビニを活用しての方法というのは大変これから有効になっていくんだろうなと思っております。そのための準備といいますかそういったものにつきましては、いろいろ考えはある中ですが、そういった全体的な方向性はそういうふうになっているであろうと。そういったことによって利便性が増してくるということ、あるいは効率よくなってくるといいますかそういったことがあるんだと思っています。どの段階でということはあるわけですが、そういった方向があるということはしっかり認識しながら、今後もいろいろ考えてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

当然、国の助成があるうちに実行しないと、これを全部町負担といいますとなかなか大変ハードルも高いし、それこそ費用対効果もありますので、ぜひご検討いただければと思います。

以上で私からの一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長 (馬場久雄君)

以上で槻田雅之君の一般質問を終わります。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあしたの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時15分 散 会